

会 議 録 目 次

平成 2 4 年第 3 回海田町議会定例会（第 2 日目）

平成 2 4 年 6 月 6 日（水）午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	一 般 質 問	
	○崎本広美議員	3
	○岡田良訓議員	6
	○大江康子議員	1 0
	○宗像啓之議員	1 7
	○前田勝男議員	2 1
日程第 2	第 23 号議案	工事請負契約の締結について（ごみ焼却施設解体工事）
		3 1
日程第 3	第 24 号議案	町道の路線の認定について
		3 6
日程第 4	第 25 号議案	海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する 条例の制定について
		4 3
日程第 5	第 26 号議案	平成 24 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）
		4 5
日程第 6	第 27 号議案	平成 24 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
		4 5
日程第 7	第 28 号議案	平成 24 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
		4 5
日程第 8	第 29 号議案	平成 24 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）
		4 5
日程第 9	発議第 4 号	議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定につい て
		5 1
日程第 10	発議第 5 号	厳正な事務の執行を求める決議案
		5 2
追加日程第 1	緊急質問	5 3
追加日程第 2	緊急質問	5 7
	（閉 会）	6 0

平成24年第3回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成24年6月6日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 6月6日 (水) 9時00分宣告 (第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 大 江 康 子 | 2 番 | 兼 山 益 大 |
| 3 番 | 下 岡 憲 国 | 4 番 | 住 吉 秀 公 |
| 5 番 | 宗 像 啓 之 | 6 番 | 桑 原 公 治 |
| 7 番 | 岡 田 良 訓 | 8 番 | 西 田 祐 三 |
| 9 番 | 渡 辺 善 隆 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 西 山 勝 子 | 12番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 大 江 康 子 | 2 番 | 兼 山 益 大 |
| 3 番 | 下 岡 憲 国 | 4 番 | 住 吉 秀 公 |
| 5 番 | 宗 像 啓 之 | 6 番 | 桑 原 公 治 |
| 7 番 | 岡 田 良 訓 | 8 番 | 西 田 祐 三 |
| 9 番 | 渡 辺 善 隆 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 西 山 勝 子 | 12番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-----------------|---|---------|
| 町 | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町 | 長 | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部 | 長 | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部 | 長 | 内 田 和 彦 |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 窪 地 満 |
| 建 設 部 | 長 | 北 山 忍 |
| 会 計 管 理 者 | | 木 原 晴 彦 |
| 総 務 部 次 長 | | 臼 井 真 |
| 企 画 課 | 長 | 門 前 誠 司 |
| 財 政 課 | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課 | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 税 務 課 | 長 | 花 本 則 之 |
| 社 会 福 祉 課 | 長 | 中 川 修 治 |
| こ ど も 課 | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課 | 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | 湯 木 淳 子 |
| 都 市 整 備 課 | 長 | 近 森 茂 |
| 建 設 課 | 長 | 久保田 誠 司 |
| 下 水 道 課 | 長 | 武 田 昭 典 |
| 教 育 | 長 | 小 谷 桂 司 |
| 教 育 次 長 | | 植 野 敏 彦 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 小田原 かおり |
| 生 涯 学 習 課 | 長 | 中 垣 雅 彦 |
| 水 道 課 | 長 | 丹 羽 勤 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | | 石 木 義 博 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 細 川 真 示 |
| 主 査 | 森 原 宏 生 |
| 主 事 | 利 光 裕 子 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第23号議案 工事請負契約の締結について（ごみ焼却施設解体工事）

日程第3 第24号議案 町道の路線の認定について

日程第4 第25号議案 海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第5 第26号議案 平成24年度海田町一般会計補正予算（第2号）

日程第6 第27号議案 平成24年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 第28号議案 平成24年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 第29号議案 平成24年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第9 発議第4号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

日程第10 発議第5号 厳正な事務の執行を求める決議案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9時00分 開議

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより
本日の会議を開きます。なお、本日は報道のため、テレビ、カメラ等の撮影を許可し
ておりますので、ご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布して
おります。日程第1から日程第10に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。12番、崎本議
員。

○12番（崎本）12番、崎本でございます。2点だけお願いします。森畠西谷線の整備
計画は、長期未着手都市計画道路見直し案で、森畠西谷線の瀬野川に国道2号から町

道2号線に渡される新橋は、計画存続が適当との判断がされています。その件について、平成23年3月定例会で将来的な道路網の整備と畝橋の老朽化対策という観点から質問したところ、今後検討を進めたいと考えているとの答弁をされました。検討結果はどのようになりましたか。第2問目、公園の遊具の安全確保。今年、他市では公園の遊具による事故が起きています。過去にも海田町でこのような事故が発生し、安全対策として毎月点検を実施するとされました。現在、この安全対策は励行されていますか。また、その運用実態と安全への確保はどのようにされていますか問うものでございます。

○12番（崎本）町長。

○町長（山岡） 皆さんおはようございます。今日もよろしくお願いいたします。崎本議員の質問に答弁をいたします。まず、森畠西谷線の整備計画についての質問でございますが、国道2号から町道2号線に渡される新橋につきましては、計画を存続する方針を決定いたしました。今後の整備計画につきましては、県と協議をしてまいりたいと考えております。続きまして、公園遊具の安全確保についての質問でございますが、毎月の公園遊具等の点検はできていないのが現状でございます。先月も、他市での公園遊具の事故を受け、職員が町内公園すべての遊具を点検をしたところでございます。今後につきましては、安全確保のため定期的に点検してまいりたいと思います。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本） ちょっと再質問するのもどうかとは思いますが、まあ橋の件でございますがね。何回も言うても仕方ないんですが、海田町も明神橋からずっと国信橋の間に、2車線ぐらいの大きな橋がないんですよ。せっかく森畠西谷線は4車線がきて、信号もついているし、橋かけたら信号も何もいらうこともなしでできるんですよ。だから、早急にしたら災害対策にも良いし、今国がやっている安全の避難対策にもひっかかるし、ぜひとも国に働きかけてですね、早急に実現して努力してもらいたいと思いますが、その点についてもう一度早急にやるかやらないかということを答弁をお願いします。

○議長（久留島） 建設部長。

○建設課長（久保田） 森畠西谷線の新橋につきまして、必要性等は十分あると認識しており、都市計画道路の見直しにつきましても引き続きこの道路は必要であるという方向で取りまとめをしておるところでございます。実施につきましては県と協議をして、

実現する方向で努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本） 実現する方向で努力ではない。実現してもらわないと困る。そこをよく肝に銘じて先に進んでください。次に、公園遊具の安全ですが、ちょっと答弁が、町長が悪いとは私も言わんのですがね、この前の事故ですよね、いろいろ協議した中でやりますと。こういう対策で、安全対策でやりますと、はっきり言われたことはやっぱりしてもらわないと、なんでここで励行という言葉を使ったのか、それだけ一生懸命やってもらわないと困るんですよ。そこらをよくね。学校関係も一緒ですよ。事故に遭ってからいうたらもうだめでしょう。1年以上になるのか、1年も経ってないのか、いつから止めたのかは知らないが、言うたらもういいわ、明日からせんでもええわというような気持ちじゃだめなんよ。安全対策というのはずっと心に銘じてやらんかったらね、それは安全対策でも何でもですよ、やっぱり1回きちっと言ったことは、ずっと守ってもらわないと私は困ると思うのだが、そこらの行政のあり方をどのように考えているのかを再質問をお願いします。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 前回の事故から年月が経つ中で、毎月というのが徐々に希薄化してたのは大変申しわけなく思います。ただ、やはり毎月というところで細かい点検まではできませんので、今後は毎月目視を行い、さらに半年に1回ぐらいはそれよりも細かな点検を行うと、少しメリハリをつける点検を行うという形で、定期的な点検の励行を行ってまいりたいと思います。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本） 私はね、皆さんがどうのこうのというつもりで言うのではないんですが、実はこれも先月、建設委員会で安全性のことでちょっと聞いたら、最初はシルバーに任せとるじゃへったくれじゃ言うて、最終的にはどうなっているかわからん、最終的にはやっていませんと。職員を悪く言うんではないんですよ、職員の異動があってもね、それは随時決定していかないといけないと、私はそう思いますが、そこらの徹底を今後どのようにされるか、もう一度お願いします。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 最終的にどういう点検をしているかという部分につきましては、私をはじめとする管理監督者の方で職員の状況を把握するという形で行いたいと思います。

大変申しわけないですが、やはり年月が経つたびに、おっしゃいましたように意識が希薄化していることは確かでございますから、それが毎年毎年新たな気持ちになるよう、これは管理監督者の方で職員に対して注意を促したいと思います。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本） はい、わかりました。それでですね。これ大事なことですから、教育委員会も、今後どのような計画でどのような点検をされるか、ぜひ報告というか計画を提示をしてください。そうしなかったら今後の課題としてわかりませんから。これは要望ではないですよ。早急に実施してください。終わります。

○議長（久留島） 7番、岡田議員。

○7番（岡田） 7番、岡田です。本日3項目提出をしておったんですけども、3番目の千葉邸の維持管理については、質問を取り下げようと思います。1点目の災害時避難場所指定と海拔の表示について、国道2号、31号、東広島バイパス、瀬野川周辺などの人口が密集している場所に水害や津波、地震などの被害が起こった場合、液状化現象や浸水被害が予想されます。また今までどおりの避難場所の指定では、不安との声もあがっています。そこで見直しをされていることと思います。高いビルや商業施設などに緊急の避難場所として利用させてもらうよう要請をしておられると思いますが、どのような進捗状況でしょうか。広島県とは協定を結んでいるが町とは協定を結んでいないという海田町の商業施設もあります。国や県と協定を結んだ所とも、町が重ねて避難場所をお願いをすべきではないでしょうか。また、海田町には埋め立てた土地がかなりの面積を占めています。海拔が低く川や海の高低差も少ないようです。町のいたるところに海拔の表示などをすべきではないでしょうか。お尋ねをいたします。住宅リフォームの助成制度について。中小業者の仕事おこしと雇用に直接つながり、住民にとってもメリットがあるということで、かねてより導入を提案しましたが、この住宅リフォーム助成制度が実現し、住民の皆さんから大変喜ばれております。現在の利用状況はどのようになっているのでしょうか。また、希望してもだめというケースもあるそうですがどういうケースでしょうか。希望する人が利用しやすいように、条件の緩和などが必要だと思いますがいかがでしょうか。見解をお願いいたします。

○議長（久留島） 町長。

○町長（山岡） 岡田議員の質問に答弁いたします。まず、災害時避難場所指定と海拔の表示についての質問でございますが、1点目については、現在、町内の大型商業施設と

災害時応援協定の締結について、細部の協議を行っているところでございます。2 点目につきましては、防災計画の見直しの中で検討してまいりたいと考えております。続きまして、住宅リフォーム補助制度についての質問でございますが、行政報告で申し上げましたとおり、制度の利用状況につきましては、5 月末現在で 23 件の補助申請がありました。補助の条件につきましては特に厳しい条件を設けておらず、誰もが利用しやすい制度であると考えております。なお、条件の見直しについては具体的な要望がございましたら、検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7 番（岡田）それでは再質問させていただきます。最初の避難場所の指定というんですか、商業施設とかいろいろなそのようなところの指定、今、何箇所かそのような交渉をされておるということだったんですけど、具体的に説明というのは難しいでしょうけれども、今何件ぐらいにお願いをして、どれぐらいというのをちょっと具体的にお願いできますか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）緊急避難場所として、今応援協定の締結に向けて進んでいるものにつきましては、1 件でございます。現在の状況としましては、応援協定の内容について、現在、詰めの作業を終わりました、本部の方に上げてもらって決裁をとってもらっているような状況でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7 番（岡田）その 1 件がどこかというのがちょっとわからんですけども。先日ですね、あそこには結構大きな商業施設があって、そこに聞いたら最初述べたように県とは結んでいるけれども、町とはそのような話はありませんということだったんですけども。そういうふうな場所でもですね、私たちが、もし災害があるときに、そこは避難場所として使わせてくださいというようなことを、私たちが地元でちょっと言ったら、それは大いに結構ですよと、この前の東日本大震災での経験もあるし、今の四国の高知県の東南海地震ですかね、あそこらも 20 メーター、30 メーターというような津波が来るかもしれないから、あそこらの方の人たちもそのような対応をしてくださいと言うたら、それはもう進んで喜んで避難場所として使ってもいいですよという感じだったんですけども。何かこうちょっと今の答弁だったら、あまり進展していないような状況みたいなんですけれども。例えばですね、色々な場所が県とは結んでいると。で

も町とは結んでないというような場合だったら、県と結んでいるから実際にそういう状況になった場合に、住民として避難場所に利用させてもらうことは、町が事前に言っていなくてもできるわけなんではないでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅） ちょっと前段の部分でお答えしたいんですが、先ほど総務部次長が答弁いたしました施設は、多分議員がおっしゃられている施設と同一の施設ではないかというふうに思っております。その施設につきましては、最近少し組織の変更が相次ぎまして、先ほど次長が言いましたように、当該店舗とはある程度話がつくんですが、最終的に協定を結ぶという時は本部扱いという形で、そこで少し時間がかかっております。これは何回か答弁でほぼ詰めが終わりましてというふうに申し上げてきているんですが、店舗とは詰めが進んでるんですが、最終的な相手方の本部決裁というところで遅れておりますので、そのところは多分同じところだと思いますので、事情をご斟酌いただきたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田） それはよろしく願いいたします。今の海拔の表示なんですけれども、防災総合計画の中で進めていくということなんですけれども、結構瀬戸内の方でもこのような表示をしているところもあるんですよ。予算というかお金のことをあまり言っただけなんですけど、そう多額ではないです。そう表示をすることによって、自分たちが今住んでいる場所はどのぐらいの海拔になるのかというように、住民の意識としても表示をすることによって、意識が高まるんじゃないかと思うんですよ。今はそういうふうな自治体も結構増えておりますし、広島市も特に南区の宇品の周りは、表示が必要だと思うんですけども、海田もそれに先立ってやっぱりこうやるべきじゃないかと思うんですけども、今の地域防災計画いうても、なかなかまとまるのにも時間がかかると思うんですけども、早急にやっぱりできるところからやっていくべきじゃないかと思うんですけど、もう一度お願いします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井） 海拔表示等につきましては、確かに県内の市町で既に実施されているところ、あるいは検討されているところもあるというふうに聞いております。先ほど答弁いたしましたように、地域防災計画の見直し、今年度中に国、県の見直しが終わって、町としては来年度には変更をかけたいと思っております。その中で海

抜表示についても検討していきたいとは考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）来年度と言われたのですが、早急をお願いをいたします。それと住宅リフォームのことなんですけれども、以前ちょっと担当の方に聞いたら、いろいろあつてマンションはなかなかできないというようなことだったんですけれども、なぜできないのかというのをお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）マンションについては、限られた財源の中で住宅投資による町内経済の活性化と既存住宅の耐久性の向上等を図るためには、マンション等の比較的耐久性の高い共同住宅よりも、戸建て住宅の方を先行して取り組むべきであると考えてしております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それは耐震化というところに着眼点を置いたらそうなるんでしょうけども、これはいわゆる町のこの分ですよ、これにはすべての町民、皆さんが利用できるというように書いてあるんですけれども、マンションの外壁というのはあれでしょうが、中のリフォームですよ、そのようなものに適用をしても別におかしくないと思うんですけれどもね。何でそれができないのかというのが不思議なんですよ。これは1番の制度の目的いうんですか、補助もそうなんですけど経済効果ですかね、ものすごく去年23年度ですかね、三次や庄原や江田島などは、予算規模ですかね、これに係る予算が2,400万とか1,000万とかいうような格好の中で、工事額全体というか事業額全体だったら3億とか2億とかいうふうに、経済効果というのはかなりなものなんですよ。そういうふうのを考えたら、やはりこのマンションやなんかでも対象にすべきじゃないかと思うんですけれどもね。何であそこだけが抜けているのかと思うんですが、対象に入れてもらえないんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）マンションの取り扱いについてはですね、今、戸建の分だけで23件ほど出ております。全体で当初の予定の80件のもう25%、1カ月でそれくらいいております。そういった意味もありまして、まず限られた財源の中でさっき言ったような役割を果たしていきたいというのがありますので、まず戸建ての方を先行してですね、今の申請状況を見ながら、今言われたことも踏まえて、今後検討していきたい

と考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田） どうかかわからんですけれども、例えば予算がなくなるというふうになったら、人気が良いと言うのか評判が良いと言うのか、表現はよくわからないんですけど、例えば補正でも組んでというような格好にした方がいいんじゃないかと思うんですがね。やっぱり、海田は結構マンションがあるわけなんですね。そのような人たちも利用できるのかということを期待しとってんですよね。すべての町民ということなんですから、やっぱりマンションにも適用というか、そういうふうなことをしても、それは逆に適用しなければおかしいような感じがするんですけどもね。適用すべきだと思うんですけども、その辺のところをもう一度お願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田） 先ほどもちょっと申し上げたんですが、やはり限られた財源というのが最初にありますのでそれを念頭に置いて、今の申請状況を見ながら、対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田） 限られた財源ということなんですけども、財源がなくなったら補正で対応ということも考えて、使いやすい、誰もが使えるような制度にさせていただきますようにしてください。以上で質問を終わります。

○議長（久留島）1番、大江議員。

○1番（大江） 1番、大江です。今日は2点について質問いたします。通学路や生活路の安全性対策について。車社会の現在、国道や生活道路では制限速度を決めているが、守っている車は皆無に等しい状況です。高速道路等では制限規則を守っていると、かえって事故の発生が高いので、車の流れについて行った方が事故の発生率が低いとも聞いています。この4月に京都で居眠りが原因で18歳の少年が集団の中の児童の列に突っ込み、小学生2人と妊娠中の母親の計3人が亡くなり6人が重軽傷を負っています。また27日には、千葉県で登校のために路線バスを待っていたバス停で、軽乗用車に突っ込まれた小学生の列の1人が死亡。同じ日に愛知でも集団登校中の児童の列に、軽ワゴンが突っ込んで2人が怪我をしています。5月には横断歩道を渡っているのに気が付かず、歩行者を死亡させた事故もありました。住民の日常使用する生活道路や子供たちが通う通学通路は、高速と違い30キロから40キロの制限速度を設けていま

す。中には学校周囲は 20 キロとしているところもあります。ですがこれもまた制限速度を守っている車はあまり見られません。迂回路としてよく使われるだけに危険です。先日も、町民から子供の通学時間に 60 キロぐらいのスピードで車が通るので危なくて仕方がない。制限時速は 40 キロとなっているのに何とかならないのかとあちこちで聞きます。そこでお尋ねします。町長の施政方針にもありました安全安心なまちづくりの一環として、全国で頻繁に起こっているこの問題を我が町としてどのようにとらえ、どのように対策を講じようとしているのか、お聞かせください。2 点目、戸外でのごみかごの撤去について。バス停公園等にごみかごを設置しているのを所々で見かけるが、いつもごみが溢れていて、カラスがつついていて姿をよく見ます。特に花見時の公園はそれが目立ちます。町民の中にはごみを持って帰ってやろうと思ったけれど、あまりの多さに諦めたという声も聞きます。町民だけのごみだけではないと思います。この頃はどこの会場、公民館や料理店などでも自分のごみは持ち帰るようになっていきます。室内でのごみの持ち帰りは大分浸透してきているように感じますが、戸外でのごみはどうかすると、家庭ごみが出されているのを見ることもあります。そこで、きれいなまちづくりのためにも戸外での自分のごみもお持ち帰りしていただくように、ごみかごの撤去をしたらいかがでしょうか。また、本町で制定されている海田町美しいまちづくり条例をもっと町民に周知して、ごみのないまちづくりを推進していったはどうでしょうか。町長の施政方針にも、快適な都市環境、生活環境の保持、町民へのごみに対する意識の向上等をうたっています。このことについて、町長はどのようにお考えになりますか。お聞かせください。以上 2 点です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）大江議員の質問に答弁をいたします。まず、通学路や生活路の安全性対策についての質問でございますが、交通安全の推進については、やはり運転者の安全運転の意識の低下が大きな問題であろうと考えております。本町では、これまで海田警察署や交通安全協会とともに安全運転の推進に取り組んできたところでございます。今後も安全運転モラルの高揚を図るため、啓発・啓蒙活動を推進するとともに、交通違反の取り締まりについて、警察当局に働きかけたいと考えております。続きまして、公園等に設置しているごみかごの撤去についてのご質問でございますが、ご指摘のとおり、花見の時期においては、ごみは各自で持ち帰るよう張り紙をしているにもかかわらず、改善はされておられません。町といたしましても、ごみは各自で持ち帰ること

を原則としており、ごみかごは順次撤去することとしております。次に、条例の周知についての質問でございますが、これまでも条例設置の主旨・目的等については、広報やホームページなどで周知しておりますが、今後ともきれいな町づくりを推進するため、引き続き周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）先ほどの町長の答弁にですね、安全運転のモラルの向上を図るためという説明がありましたが、先日同じような質問が2人の議員からされました。そのときに、6月13日に道路管理者、警察、学校関係者等、この件について調査をするということでした。そしてしかも海田小モデル事業としてはじめますということでしたけれども、モデル事業としてどの程度のことをされるのかをちょっとお聞きしたいんですけども、担当者よろしくをお願いします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）6月13日の通学路の安全点検につきましては、先ほど言われたとおり道路管理者、警察、それから、もちろん小学校の先生方、あるいはPTAの役員の方、あるいはボランティアの方等々が集まりまして、通学路の安全を実際に通学路を歩いてみて、こういったところに危険性があるのかというふうなことを、皆さんで確認して歩くということを行いたいと思っております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）このたびの6月13日に行われるのは、5月29日の新聞に載っていますが、文部科学・国土交通両省と警察庁でつくる対策会議が28日に初会合を開き、全国の公立小学校の通学路で緊急安全点検を実施することを決めた。近く各教育委員会に通知。公立の中学校や高校、私立学校にも同様の取り組みを要請するとなっています。多分この要請の方から、こういう依頼が来ていると思います。そこでお尋ねしますが、歩いてみて危険性の確認して歩くとおっしゃっていますが、集合時間が9時となっています。正直言いますとこの9時というのは、ほとんどこの出勤者、通勤者がもう既に職場に到着している時間です。本当に調べるのでしたら、時間は早目にしてこの通勤帯の時間を調べてみて、危険性を予測するのが現実的でないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）開始時間につきましては、確かに通学時間に行うのが良い時間帯で

あるかもしれませんが、かえって通学の邪魔になるケースも出てこようかと思っております。そういうことで、できるだけそれに近い9時開始というような形で進めさせていただきます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）これは邪魔になるとおっしゃっていますがこの参加者にはボランティアとか、小学校の先生とか入ってますよね。それから責任者とかおっしゃってますが、この近くの状況を一番知っているのは、住民の方ではないかと思うんです。ほとんど代表者が集ってくるケースが多いんですが、やはり、これは自治会の代表者と思うんですが、各自治会の住民に促してその声を取りあげて、それからその現場検証とかをされるのが確実ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）これにつきましては先ほども申しましたように、今回のケースはモデルケースとして実施をしたいと思っております。今後、今回のモデルケースで、残りの3校あるいはすべての通学路の点検ができるわけではございませんので、今後学校等を中心に、地域の住民の皆さんあるいは保護者の皆さん、あるいは子供たちも巻き込んだ安全点検であるとか安全マップ作りとかいう中で、住民の方にも入っていただくということを考えていきたいと思っております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）モデルケースとして実施とおっしゃいましたが、このモデルケースの実施をした後の結果は、大体いつ頃出ると予測をしておられますか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）こういったところに問題点があるかというのは、その日のうちにまとめられると思っております。ただし、それをどう改善していくかということにつきましては、各道路管理者であるとか、あるいはその原因者であるとか、そういったことの協議になってまいりますので、その改善策までということにつきましてはちょっと時間がかかるかもわかりません。早急に直せるものもあるかとも思っております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）学校と道路管理者、警察の3者で通学路の危険箇所を洗い出し、ルート変更や交通取り締まり強化などの安全対策を8月までと書いてます。これは8月までに、モデル事業として報告するということによろしいんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）新聞報道を基におっしゃられておりますが、今回6月13日に行いますのは、海田警察署の方から独自に海田町内でそういう緊急点検をやらないかという申し出があつて行うもので、今前提になっております国からの指示によるというのは別途、今回のものも参考にして行うことになると思います。今回は、海田警察の方から特に海田町に対してそういう申し入れがあつたものに対して行うことになっておりますので、今前提に置かれております調査につきましては、別途の手段が必要になるかというように思っております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）でしたらその新聞の中にですね、財政面での制約や交通規制など自治体レベルで対応が難しい課題については、国による費用助成や規制緩和も検討するって書いてます。これまだ決定ではないんですが、検討って書いてますので、8月までに報告したことに対してこれがおりののかどうかよくわかりませんが、もしその8月までの報告でこういう財政面とかそういうもので費用助成がおりのものでしたら、これまでに各小学校、中学校、それから高校の通学路について対策された方が得策ではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）議員ご指摘の新聞記事のことですが、まだ新聞報道で発表されたばかりで、県の方からも町教委までその通達がおいてない状況でございます。今回の通学路点検におきましては、自主的な取り組みということで、まずそれを感知した上で海田町全体、町長部局、警察と学校とが一連となって点検しようと思うものですので、まずその国の施策・通達とは切り離して、現在考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）わかりました。国の方ではっきり決まりましたら、こういう予算などをそのときにしっかりといただいてほしいと思います。それと、やはりモデル事業ということで、このたび道路管理者、警察、学校関係者、小学校の先生、ボランティアで歩いてみての危険性ということですが、モデル事業終わった後は、通学時ボランティアで朝の子供たちの通学路を見守る人たちにも現実の実情を聞きながら、しっかりした現実の対応をしていただきたいと思います。次に、ごみの件ですけれども先日、曾田公園の方で7月末ごろごみ箱を見ましたら、弁当箱のごみが満ぱんで入っております

た。各公園を見ましたらごみが入っていましたが、先日見ましたらそれはもう空になっていて、今度は空き缶が3分の1ぐらい入っていました。それで、これらの空き缶とかですね、各公園等のごみというのはどなたが処理されているのでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）ごみにつきましては公園でも、各自治会とかグラウンドゴルフをされる方とか、一団体とかいうところがそちらの方で委託しておるところがあるんですが、それ以外は町でやっております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）ごみ箱があるところとないところがありました。随時廃止をしていくのを検討ということでしたけども、今ないところもありますから随時とは思いますが、すべて一度にこのたび撤去されたらどうかと思うんですか、いかがでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）ごみ箱の撤去につきましては、地元の意向を聞いた上で継続設置要望がある箇所を除き、順次撤去していきたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）地元の意向とおっしゃってますが、それは地元の方がごみを責任を持って、そこは管理するということによろしいのでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）そうでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）地元で管理するというのはなかなかですね、言うことは易いですが実行はすごく難しいんです。というのは、地元の自治会でもそういうことを知らない住民の方もかなりいます。今広島市の方もごみを減らしますということで、たばこの吸い殻とかそういうものも全部撤去の方向で今から動くようになっていますが、やはり自治会がしますからということになると、どうしてもそこにいないものもいくということになると思うんですが、やはりこの際は住民の皆さんに、自分のごみは持って帰るというモラルに訴えるようにして、全部撤去する方がいいんじゃないかと思うんですが。初めの頃は多分ポイ捨てもあると思います。それは自治会の方たちをお願いしてしばらくはそういう形をとって、拾っていただく形にして、それを次第に無くなる方向づけにしていく方が、ここで町のいう条例に適しているのではないかと思うん

ですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）確かに議員さんの言われるとおりなんです、ただ地元の方の意向ですね、どうしても設置してくださいというところもございまして、極力撤去した後、町長の答弁にもあったのですが、ごみは持ち帰ってくださいというような啓発するようなものを設置して、順次そのようにはさせていただきたいというように考えを持っております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）ちょっとよくわからないんですが、ごみ箱を設置していて、順次帰ってきてくださいということでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）それは撤去した後でそのような張り紙をして、状況を見させていただきたいということです。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）では、まだ要望のあるところは置いておくということによろしいんですか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）はい、基本的には地元の意向を尊重したいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）町のごみ箱は大きい丸い網かごですよ。どうかするとドラム缶のようなものが、ごみ箱のように点在している公園もありますけども、あれはどのようにお考えですか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）もし、あれば、それは管理する方に確認した上で対応を考えたいと思います。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）石原公園のところには三つ、三つぐらいですかね。点在を入れたら四つぐらいほどありますし、中には公園に将棋ですか、触らないでくださいと公園に備えつけで置いてるところもあります。それはお年寄りの方がお楽しみになるから、それはそれで良いのですが、必要以上にカンがあるというイメージがあります。それは美しいまちづくりには首をかしげるところもありますので、そういうところももう少し調

べた上で、撤去するとか、責任を持って捨てていただくとか、そういう確約をしていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）それは調査をさせていただきまして、それに相応しいように見直しを検討させていただきたいと思います。

○議長（久留島）大江議員。

○1番（大江）終わります。

○議長（久留島）5番、宗像議員。

○5番（宗像）5番、宗像です。2点のことについて質問します。まず、広島市東部連続立体交差事業についてですが、この事業は線路によって分断された町の一体化や、踏切の遮断による交通渋滞を解消するために、都市計画決定を行い事業の推進をしてまいりました。しかし、事業主体である広島県と広島市は、2月に急遽実施設計の今年度予算の見送りをし事業の見直しを含め検討するという発表を行いました。当然我々議会に対しても町執行部を通じて説明を行いました。海田町は瀬野川と山陽本線と呉線で町を分断されております。この事業を推進することによって、その一方である鉄道の部分の分断が解消できる重要な事業でございます。海田町の発展のためには、現計画での推進が必要であるため、議会としても今まで広島県と広島市に対して事業推進の要望を行っているところでございます。このような状況の中、事業主体である広島県と広島市は今後どのような事業計画の見直しを考えておられるのか。また、執行部としては、事業の後退がないようにどのような活動を行っているのでしょうか。次に、千葉邸についてですが、既に寄附を受けて1年近くが経過していますが、いまだ普通財産のままであると思います。その上明確な活用方法がまだ示されておられません。千葉邸は海田町にある重要な文化財であり、後世に残すべき資産であります。そのためには行政財産としての位置づけを早く決定して、その役割を明文化、明確にすべきと考えております。このことについて、町長は今後どのような手続きを進めていかれる予定でしょうか。以上2点について質問します。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問の1点目については私から、2点目については教育委員会から答弁をいたします。まず、広島市東部地区連続立体交差事業についての質問でございますが、本事業は本町にとって重要な事業であると認識しております。本年度

は実現可能な見直し案の作成を行う予定であるとうかがっておりますが、引き続き情報収集に努めるとともに、海田町としての事業の重要性を伝えてまいりたいと考えております。それでは、2点目については教育委員会から答弁をさせます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）千葉邸についての質問でございますが、議員ご指摘のとおり、千葉家については町にとって貴重な文化的財産であり、歴史文化を継承する重要な役割を担っていると認識しております。今後、その位置づけなどについて、明文化の手法等も含め、関係部署と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）まず連続立体交差事業、町長の言われたようにまだ情報が手に入っていないということですが、それぞれの事業者、それからその関係機関が集まった協議会があると思うんですけれども、その中でもこういう話は全く出ていないんですか。ただ、これは言うてはいけない部分があるのか、そうではなくて全く話が出てないのか、どちらなのでしょう。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）今年度も連続立体交差事業推進協議会幹事会というものが開催されましたけれども、その席上においても具体的な計画、あるいはスケジュール等については明示をされてはおりません。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）ということは、今やられているのは県の中でも事業者のごく一部と、当然広島市も事業者でしょうから、それとJRとその中での話しかまだ出ていないと、そのごく一部の中でしかまだ話が見えていない。だから外に出るような話はまだ出てないということですね。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）おっしゃるとおりでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）その絡みの中で、今度は逆に、私らが考えて、それ以外にも先日何回か府中の方でいろんな会合があって行った時におもしろい話が出てるんです。私らは区画整理をやっているから、府中町の部分については確実に連立はやってもらえるけど、海田はかわいそうなかほど無いかもしれないねという話が出ているんです。考え方の中

に事業縮小ということが出てきた場合に、府中の駅だけあげて海田がおしまいという可能性はあるんじゃないかと思うんです。それをされたらせっかくここまで一生懸命やってきた海田町の中を分断している一つのものをなくしていく効果が全くなくなるんですが、本当にこういうことが要素として考えられるのでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）今おっしゃった府中町での噂については、我々はちょっと関知ををしておりませんけれども、検討というのは多面的さまざまな観点から見直しをされる可能性はあると思います。それについては可能性ということなので、我々はちょっと何とも申し上げづらいところでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）だから、可能性ですからそうなるということを想定しているのではなくて、そういう可能性は現実問題としてありうることですかということです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）全くそういう可能性は否定できませんので、そういう可能性がないように十分に県に働きかけてまいりたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）先ほど私が可能性を申し上げたのが一番最悪のパターンになると思うんですが、この可能性がまず執行部だけではなく、我々議員サイドもそうですし、それなりにきちんと当初の平成11年だったと思うんですが、都市計画決定された、それが完全に施行、要するに事業が実施される努力していかなければならないと思うんですが、それと同時に、また執行部の方も当然早い情報が入ってくると思うんですが、必ず早く我々にも情報をいただきたい。いただきたいというか出してください。次に、千葉邸の件でございますけれども、教育委員会からご答弁ございました早いうちに明文化ということは、これまだ普通財産として執行部の方で管理されて、表面上については予算についても、上の部分については、確かに教育委員会の管理になっているとは思いますが、底地、要するに本来の財産の管理はどこが今やっているのでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）土地建物含めて教育委員会の方で管理しております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）財産の所管、今の普通財産としての所管はどこが持っておるのでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（大久保）教育委員会でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）いつその普通財産を行政財産ではないのに教育委員会に移管替えされたのか。ちょっとそれについてお答え願います。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）千葉邸につきましては普通財産のまま教育委員会で管理をしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）管理ではなくて財産の移管替えをいつ行ったんですかということをお聞きしたいんです。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）当初から教育委員会での管理でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）では教育財産ということなので、失礼しました。管理が教育委員会にあるということなので、教育委員会にさせてもらいますが、私は去年の6月ぐらいからこの話をずっとさしていただいております。当初は、この話、すいません6月ではなくて9月です。9月からさせていただいて9月、12月、3月に出させていただいた。この9カ月間、いろんな形で明文化するチャンスはあったと思うんですが、なぜこんなに遅れているんですか。大事な財産をきちんとするためには行政財産に変えて、きちんと将来にわたってその財産が残るようやっていくべきだと考えておるんですが、なぜそれが今まで経っても動かないんですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）今のことについては寄附をいただいた状況の中でこれをどう活かしていくかということも含め、千葉邸の見学者も日々増えている現実もありますから、そういった中で、今の明文化を含めたきちとした整理がまだ現実できていないと。また千葉邸の係る文化的なものも含めて、ふるさと館の方にも一部あったりいろんな状況がありますから、再整理をしながらというのが現状できておりますので、いずれにしても議員さんのご指摘のことについては十分にできてないというのが現実です。ですからそういうことで、できるだけ早くそういうことができるようにしていきたいと思いま

す。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）この前からできるだけ早く、できるだけ早くと言いながら今にきている。だから、はっきりもしもいつまで頃にならきちゃんとやる。それから今教育長がおっしゃられたように、もう文化的施設として認められており、来館者も増えてこられてるとおっしゃってます。ますます条例化を早くしなきゃいけないのじゃないですか。設置管理するためにどういう目的で、どういうふうにしていくんだということをきちんと明文化して対外的に公表する時期が、もうはっきり言って遅れておるんじゃないですか。逆に、いつ頃を目安にそれをきちんと報告していただけるようなことになりそうですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）議員ご指摘のように早くしなければいけないということでございますが、具体的な利活用計画をまだ立てておりませんので、早急にこの利活用計画を立てまして、設管条例等の整備をはじめとした諸問題について、関係各部署と協議しながら早急に行いたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）だから、これは私だけではなく佐中議員さんもそうだと思うんですが、前にも提案された件がありますよね、ふるさと館の別館いう一つの考え方もあるじゃないかと。そういう提案もこちらがしてて、なおかつ教育委員会もずっと答弁されてきましたけれども、とにかく早く利活用見つけます、見つけますと言うて、まだぐずぐず引っ張っておられる。特に第三者に対して公開して、第三者にきちんと公開している以上は、きちんとしたものが無いのに、公開すること自体も、全部が問題とは申し上げませんが、一部問題があると思いますので、できるだけ早く整備してください。それについて再度、答弁をいただいて私の質問を終わります。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）議員ご指摘のとおりきちっと進めてまいりたいというように思います。よろしくお願いします。

○議長（久留島）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず4点ほどお尋ねいたします。最初に街路灯についてということで、町内あちこちで街路灯がLEDに替えられております。私の知る

範囲では既に、2,000万円から3,000万円の費用が使われております。今までLEDに替わったその金額、その差異、従来の照明器具のときに支払っておった電気料、LEDに変わってからの電気料、要する投資金額がどれぐらいで回収できるのか、この辺についてお尋ねをいたします。次に、公の施設の放射性物質についてということで、過去にも質問しておりますが、公の施設すなわち保育所・学校等の砂場、あるいはまた、瀬野川河川敷においてウォーキングラリー等を行われております。ここの放射性物質の量を測定するよう求めたところ、機器が高額のためやらないということでありました。しかし、現在各地において放射性物質の残量が問題となっております。ご存じのように最近千葉県のたけのこ、あるいはまた、埼玉県では、しいたけから多量の放射性物質が測定され問題となりました。その他いろいろな地区の山中においても、いろいろな場所で放射性物質が検出されております。保育所の砂場で遊ぶ子供の健康保持、あるいはまた、瀬野川のウォーキングをされる方々の健康保持、こういうようなことから、いろいろデータを持つべきであると考えます。測量機器もわずか数万円ぐらいの簡易なものもあると思いますので、いま一度町長の町民の健康管理に対する考えを問うものであります。次に、ふるさと館の閉館について、4月1日から19日までの19日間、町長はふるさと館の設置条例に違反して休館をしたことは、町政に大きく信頼を失う大失態であったと思います。今一度町民に対して、その経緯等を含め説明等謝罪をするべきであると考えますが、その考えをお尋ねいたします。さらにこの件に対し、町長はどのような責任をとるのか、これもあわせて尋ねるものであります。過日、議会運営委員会において、町長はこの件についてどのような責任をとるのか、ということで議長を通じて尋ねたところ、弁護士と相談をして考えるとの答弁をいただいております。これぐらいのことが弁護士と相談しなければなぜ返答が、また、態度が決められないのか、情けないの一言であります。これについてどのようなことで弁護士と相談になったのかということでお尋ねをいたします。町長はまた中立公平でならないと思うが、条例を町長独断で解釈し休館にしたことは、町政の私物化であるというふうにも思いますが、町長はどのように考えておられますか。以上のことは、今後の町政運営に対し町民の不振や行政に対する誤解を招くことにつながると思います。町政信頼の回復のために、議会と相談しながらの町政運営こそが信頼回復の近道であるとするが、この件について町長はどのように考えますか、お尋ねをいたします。その次に、庁舎問題についてお尋ねをいたします。各地において庁舎問題が難航

しております。その一つは鳥取の市役所、あるいはまた近くでは、三原市の市役所があります。特に三原市においては駅前に市有地がありながら、その位置の決定を見ておりません。すなわち駅前に庁舎では、町の発展につながらないということであろうかと思えます。そのことが1番問題になるのではないかと考えます。本町においても然り、また同じであります。ここで町長は今一度、真剣に物事を考え、県庁舎跡地に本町庁舎を建設すべきであります。町長のえごだけで町政に固執するべきでないと考えます。各地の庁舎問題が解決しないのは、その施設が、利益施設でないということです。すなわち庁舎は利益施設ではないということです。いわゆる町民、住民が利用しやすいことを思うとき、町は町のほぼ中心にその施設があるべきであると、私は考えます。よって本町においては、県庁舎の跡地こそが最良の位置であると考えますが、今一度町長の考えをお尋ねいたします。以上であります

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問の3点目のうち、弁護士との相談に関する部分以外については教育委員会から、それ以外については私から答弁をいたします。まず、街路灯についての質問でございますが、切り替えによる費用比較は、電気料金を年額約137万円削減できたものと考えております。また、これまでに要した総額は、約1,760万円でございます。続きまして、放射性物質のデータについての質問でございますが、これまでも答弁しておりますとおり、県において放射線量の測定をされており、その結果を見ましても、人体に影響のない微量の放射線量しか検出されておりません。こうしたことから、町独自での測定は必要ないものと考えております。続きまして、ふるさと館の閉館についての質問でございますが、弁護士との個別具体の相談内容については、答弁を差し控えさせていただきます。続きまして、庁舎問題についての質問でございますが、これまで何度も申し上げているとおり、本町における将来のまちづくりの視点や公共交通の利便性等を総合的に勘案した結果、駅南口が新庁舎の候補地として最もふさわしいとの結論に達したものであり、その考えについては変わりはありません。それでは、3点目のうち、弁護士との相談に関する部分以外については教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）ふるさと館の臨時休館についてのご質問でございますが、臨時休館は町行政全体の流れの中で生じた事案で、館の安全な運営を図るために行ったものでござ

います。臨時休館について広報等に一部不徹底があり、町民の皆様にご迷惑をおかけしましたが、町広報紙等でふるさと館の再開に際し、開館のお知らせとお詫びを掲載しております。今後も、ふるさと館を含めた町内の各施設については、町民の皆様が安心して利用できる施設の運営に努めてまいります。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田） それでは1点目の質問ですが、ちょっと答弁は十分ではなかったということで、1,760万円ほど投資したと。年間137万円ほどの経済効果があると、単純に12から13年ほどかかるわけですが。私が今ここでもうちょっと尋ねてみたいのはね、例えばですよ、今まで100ワット1灯について100円払っていた、LEDの100ワットというのかどういふふうに言うのか、その辺のことについてはわかりませんが、やはり同じ100円を払うというのでは効果が薄いということになろうかと思うんですが、これの計算というか、その支払いというか、その料金の方の体系がどのように変わったのか、この辺をちょっと尋ねてみたいと思います。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井） 先ほどの水銀灯であれば100ワットの水銀灯を付けているものをLEDに替えたら、33ワットの消費電力量で済むというところで、料金に格差が出てくるといふうなことでございます。ちなみに蛍光灯であれば20ワットのものが8.7ワットで済む。同等の明るさを出せるということでの料金の低下を生じているところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田） ということで今も言いましたが、今投資した金額だけでいきますと単純に137万ということですから、12から13年になりますかね、それぐらいで回収できるというか、ようやくペイになるわけですが、これは耐用年数云々を考えたときに、最終的にどうなるのか。やはりそれだけのものを投資して行って、回収することができるのかできないのか。その辺の計算ができていのかどうなのか。改めてお尋ねいたします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井） LEDの電球に替えることによって、従来の水銀灯あるいは蛍光灯より寿命が長くなってくることがあります。そこらを含め、あるいは電気料も含めて考えれば、それと今の省エネ、エコということを考えればLEDにすることの

経済効果は大きいものと考えてます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それでは次に、公の施設ということだね、瀬野川の放射線といいますか、その物質の測定は、町長は県に全部任せとるんだと言われますが、テレビか何かで聞きましたが、ある大学教授によりますと、40日間ごとにその放射線物質濃度が変わっておるんだそうであります。おそらく地球の大気が40日間で1周するのか、福島から出た放射性物質が40日間で地球を1周してくるのか、そういうことであると、先ほども言いましたが何らかのデータを持たないと、事に直面したときの対応ができないと思うんですよ。県はどこどこでやっているのか、ここで改めて聞きますが、本町の中のどこを測定しているのか、先ほどもちょっと言いましたが、瀬野川のウォーキンググラリーあるいは小中学校の砂場、保育所、こういうところの砂場は子供が一番喜んで遊ぶ場所であるし、テレビ等の放送を聞いていますと、相当大きい数字でも安全だ安全だと言って、今まで危険だと言った数字が一つもないんですね。だからそれは中には何千デシベルとか何とか、私にはわかりませんが、そうでありながら安全である。そうしたら最後に出てきたのが職員について、100ベクレルか何かだということだね。数字が混沌としておりながらも、安全、安全だと言っている。町長、今の数字で、県のどのような数字を把握しておられるか知りませんがね。いくつか言いましたが、本町の中での測定があるのかと、事に直面したときの対応ができるのかどうか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）現在県で測定をされておるのは、広島市南区の保健環境センターに測定器を設置されて、24時間連続で測定をされております。そのデータに基づきまして、町としては県のデータによりますと、現在、先ほども答弁いたしました人体に影響を与えるような大量の放射線量は測定されていないと、微量のものしか測定されていないということで考えております。結果をいただいております。町内での観測点はございません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）あのね、若干話はそれますがね。私も雪国の育ちですがね。雪はね、低いところに積もるんですよ。必ずしもね、高いところ、山から先に雪が降るというのはもちろんあるかもわかりませんが、それは基本の関係ですが、平地では低い方に先に積もるんです。そうすると今南区の何とかセンター、瀬野川とかねそういうところ

のデータを必ずしもそれをそのままのみに利用というか、そのままの数値で理解することはちょっと難しいのではないか。あるいはその学校・保育所、そういうところは風の向き等によって、どういうんですか、放射性物質のね、たまりになると吹き溜まりみたいなところに集まってくると、そういうふうに私は考えるんですがね。頑としてやらないというんならこれ以上聞いてもしようがないんですが、町民の健康のために、今頃は夜の12時でも瀬野川河川敷をずっと歩いておられる人があります。町長が言われる本当に住んでよかった。安全安心のまちということが本当ならば、改めてやるべきじゃないかと、このように考えますがどうなんですか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）先ほども答弁させていただきましたが、県が測定されているデータは毎日公表されております。そのデータの公表をもって、確認をしたいと思っておりますので、町での設置は考えておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それでは口だけの安全安心、住んでよかったまちづくりというのは大嘘だと思うわけですが。ふるさと館の閉館とこういうことでね、まず、これは教育委員会に聞くほうがいいのかどうなのか。では先に教育長、私の責任ですとあなたは非常に立派なことを言われた。もちろんそうであろうと思いますが、あなたは私から言うに板ばさみに遭われたということになるんじゃないかと思うんですがね。町長の方針の中でふるさと館を解体して保育所を建てる、こういうことの方針の中でやむを得ずそうになったんだろうと。いわゆるふるさと館の設置条例廃止を否決した。これの嫌がらせ行政かわかりませんが、これに対して町長は独断で教育委員会に対してこれを休館しろと、どう言うたんかは、その辺のことはわかりませんが。私が想像するにはね。何か知らんが先ほどの昨日の行政報告を聞いてみたら、先ほどの教育長の答弁でもね、広報等で住民にどうかしたと、この行政報告の中でも町長、周知徹底することを利用者の方に、ご不便をおかけしましたことにつきましては、不便をかけたことには申しわけないと言いますが、設管条例に違反したことについてはどうなるのか。これ教育委員会が答えるのか、教育長、ずばり言いんさい。町長からの指令であって仕方なかった。こういうことかしらなが。誰が答えても結構ですが、設管条例に違反したことについてどうなのか。どのように考えとるか、お答え願いたい。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）今の海田町ふるさと館の運営、これの所管は教育委員会ですから、私の方から答弁させていただきたく思います。いずれにしても、今、議員仰せの中にもありましたけど、町執行部の執行計画に基づいて平成 24 年度、そういった背景の中で、当初予算を編成しました。さらに、平成 23 年度の途中段階において、平成 24 年度にはふるさと館の利活用が難しいということをそれまで通常的にご利用いただいている方、また企画展等々をしていただいている方には、そういった説明をその都度やってきたのが 23 年度の流れですし予算もそういう形で、当初予算を組ませていただきました。いずれにしても 3 月 22 日の議会において、当初予算は一部設管条例の廃止、結果的には否決ということと同時に、当初予算は、やはり移転計画等を外した状態でやりなさいという、議会の決定をいただきましたから、教育委員会としてはこのふるさと館の運営にかかわって、例えば当初予算においては、エレベーターの保守管理費は、正直ゼロでした。当初予算というのは、私もいろいろとそんなに詳しい状況ではありませんが、当初予算は、流用とか、それから予備費を年度当初から実施すべきでないというような指導や指摘を従前より受けていたということで、当初予算の執行に当たっては、削った状態で物事をやっていくというようなことで、いわゆる設管条例にある中身・目的からいうと、町民に安全な状態でふるさと館を提供するというのが、我々運営する側の教育委員会の立場でございます。そうすると、エレベーターの補修管理費がゼロなんかになると、エレベーターがあることで、この海田町いろいろ施設はあるけど、ふるさと館は 2 階しかないのに、エレベーターがあると、大変ありがたいというような、体の不自由な方や高齢の方からも感謝をいただいているというような過去の経緯がございます。そういった中でエレベーターが使えないと、こういったことを含めて、安全管理上、我々としては開くことも難しいということで、今いくつかの話の中で理由を述べましたけれども、そういった中で 4 月 1 日から、この閉館と。ただこれを早急に何とかいうことで、補正予算の流れで再度、臨時議会を開いていただくということで、結果的には、4 月の 1 日から 4 月 19 日までが閉館の状況で、この間休んだということについては大変町民に迷惑かけているという状況の中で、大変申しわけないということで申し述べさせていただいたのが、今までの経緯と、休んでいった経緯がその背景にあるということで、ご理解いただけたらと思います。よろしくお願いします。

（議事進行に関する発言あり）

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）ちょっと言いますが、教育長もうちょっとね、正直なことを、本当のことを答弁してください。ふるさと館のね、24年度の人件費だけ削減だけで、エレベーターやなんか維持費の方は削除されていませんよ。だからはっきりした答弁をやってください。よく考えてですね答弁をやってくださいよ。何か作ったような答弁はおかしいですよ。議事録に載ってますから。議長、よろしくお願いします。はからってください。

○議長（久留島）回答できますか。教育次長。

○教育次長（植野）ふるさと館の平成24年度の当初予算につきましては、エレベーターの保守点検料については、当初予算では計上しておりません。

○12番（崎本）まあいいです。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今教育長縷々言われましたが、それがいわゆる設管条例に反して休館したことの理由になるのかどうかはよくわかりませんが、教育長といえども町長から辞令をもらって、あなたは任命権者だから、先ほどもちょっと言いましたが、ふるさと館をどうこうしようと、条例があろうとなかろうと、私は町長そういうことでそうなったんで教育長非常に苦しい答弁になったのではないかなと思うが。エレベーターなんてのは、年に1回の点検ですから、その費用があろうとなかろうと、開館することには何ら支障はない。それから当初予算が云々ということもありましたが、臨時職員、私の記憶では当時40万4,000円の臨時職員の賃金が計上されておるんですね。だから何もここで19日間の休館をする必要はなかった。こういうことになるんです。だからちょっと冒頭も言いましたが、行政は中立公平でなければならんと、こういうふうに私は思うわけですが、何かここら私的感情が絡んだそういう行政の運営になっとるんじゃないか。こういうふうに思うわけですが、あえて答弁は求めはしませんけどね。ここら町長個人から、たとえ教育委員会の所管であろうとも、このように休館したということは、行政の最高責任者としてこのことについてどう考えるか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）それでは今回のふるさと館の休館については、住民の要望や議会における請願の採択を受けて計画した畝保育所の建替えのために発生したものでございます。やむを得ないことと判断をしております。なお議会の意向を踏まえて、早い時期に再

開したいと考えております。休館に当たっては、教育委員会の対応についても周知方法に課題を残したものの、その対応に法令違反がなかったと認識をしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）法令違反がなかったと言うが、法令違反だよ。19日間も休館して法令違反ではない。このへんがね、私はちょっと理解できない。教育長もう少し聞いてみるんですがね。場合によってはメモを取りながらよく聞いてもらいたいと思うんですがね。畝自治会が、当時ちょうど利用しているんですね。利用期間を最後だけ言いますが、3月31日の日曜日まで、こういうことでね、お借りしているんですよ。その中で当時の職員とこういう話をしている。次は月曜日で休館日だから火曜日に片付ければいいですからいいですよとこのように話をしている。実は3月31日は土曜日なんです。だから本当にこの借りたかったのは3月31日まで借りたかったのか、日曜日まで借りたかったのか。なぜその後の約束、明日、その次の日は休みだから火曜日に片づけましょう。あと1日ぐらいだったら先ほども言いましたように、40万4,000円の臨時職員の賃金があるわけだからね。にもかかわらず31日で打ち切って、1日から19日間休んでしもうとるんだよね。ここらがね。正常な町政の運営ではないんですね。もうむちゃくちゃな行政というかね。先ほどもちょっと言いましたが、弁護士とどうか言うて、自分の態度が自分で決められなくて、行政の執行者の弁護士と相談する。これ漫才にもならんし、ちゃんちゃらおかしい。無責任というかどうなのか、行政能力が無いというのかね。自分のことを弁護士に相談しなければ態度が決められないとは、情けない話なんですよね。これが町政の最高責任者なのか、ちょっと、その認識が欠けているのではないかと思うんだけどね。それ以後は言われないというのならいいのですが、弁護士と何か相談をしているのですか。それともその件については、答えができないというのですか。お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この件については議会に答弁する必要性が無いという判断のもとにそういうふうにさせていただきました。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）情けないの一言に尽きるわけですが、庁舎問題も今も言いましたが、三原市が市の発展に駅前ではつながらないと、こう言ってね、そこに、そういう土地を持っとりながら、うちは2,000平米、3億4,000万を出して買わないといけない。そ

れを買うために駅前の区画整理を 10 億かけてやらないといけない。全部ではないけれども 2,000 平米買うために、ちょっと大げさな話をする、2,000 平米の土地を買う時に 13 億 4,000 万円かけないと買えないと言う。県の庁舎の跡地を買えば 3,700 平米、高く見積もっても 5 億。これはあなたたちが出された数字なんですがね。3,700 平米、計算は違いますが 1,200 坪。坪 40 万で計算したら、やっぱりそれぐらいになるんですかね。そういうところを考えると、3,700 平米を 5 億で買っても、2,000 平米を 3 億 4,000 万で買うよりもよほど安い。これは税金の何と言うのか、節税というのか町民のための本当に考えた施策であろうと思うんですね。2,000 平米で、地下駐車場で 28 台。地下に出たり入ったりするのが非常に難しい。合同庁舎跡地の方にすれば、平面で 58 台取れる。こう言うんですね。利用者のことも考えたりね、あなたらが言われる役場を利用する人口で、ここを人口が 1 番多いと、こういう言われているんですね。これはあなた方が出されたデータ、アンケートでもありますがね。そういうことになると、やっぱり町の中心にあった方が、より中心に近い所にあったほうが、町民のための施策であろうと思いますが、改めて聞きますが、予算の問題と中心のほうの歩行利用人口を考えたときに、そのほうが利用者が便利が良いのではないですか。2 点。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この庁舎の問題につきましても昨年の 10 月 30 日の選挙につきましても、町民の信任を受けさせていただいて、方向性は決定をさせていただいたと考えております。それに予算の問題も含めまして、総合的な判断と海田町の子々孫々、次の世代のためにも大きな飛躍を期するという判断から、私はそれに決定をいたしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）子々孫々はよくわかるんだがね。先ほど来何回も言うておりますが、三原市は駅前に用地を持っておるんだね。それで市の発展につながらないというんで混沌として、本町と同じように揉めておる。鳥取市役所はようけい費用をかけまいということで、現在地で耐震補強をするということだったのですけどね。今のね、町長、選挙でどうじゃこうじゃ言うのは、あなたが言われたことは、最初、広報にも載せて中国新聞にも載った。いわゆる複合施設のまんまでやって、あなたは選挙のときに、個人演説会でもみんな庁舎問題は避けて通ったんですよ。これは水掛け論になるから言っても仕方がないが、審判を受けたからたと言って昨日からも頑張っておられるがね、審判を受けたのは事実だが、庁舎問題では審判は受けられてはいないんですよ。

それを避けて通つとるんですよ。だから、やらん言うてんだけじゃが、今一度もう一回町民に真意を問うてもいいし、本気で町のことを考えたら、利用される人のことも考えたら、先ほども言いましたがやっぱりもう一度考え直すべきではないか。自分のエゴだけでね、何かそこに固執し過ぎとると思うんよね。近ごろはちょっと町も静かになったけどもね、何かわけのわからんものが動いてね、大変なことになったんだけども、これは町長あなたの施策がやっぱり悪いからだと思うんですがね、どうなんですか。本当にしっかりと町民のことを子々孫々のことを考えてやつとるんだったら、自信を持って言えるんですか。どうですかね。これ以上のことを言うても水かけ論になるんですが、再度本当に町のことを考えてやっているのか、この一言だけ聞いて終わります。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）何回も答弁をいたしましたとおり、海田町民の幸せと住んで良かった、海田町に住みたいまちづくりのために、真剣に取り組んで頑張っていく決意でございます。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は 11 時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 36 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第 2、第 23 号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 23 号議案、工事請負契約の締結について。国信 2 丁目地内において施工するごみ焼却施設解体工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明します。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第 23 号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書の 4 ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名はごみ焼却施設解体工事でございます。工事場所は海田町国信 2 丁目地内、請負金額は 7,875 万円。請負者は株式会社竹中土木広島支店、支店長を小幡伊三美で、

工期は議決の日の翌日から平成 25 年 3 月 22 日まででございます。続きまして、入札結果についてご説明いたします。資料 1 の工事入札状況をお願いいたします。この工事の入札は他団体での同様の工事の実績を参考に、20 社を指名いたしました。また、このたびは近隣自治体で同様の工事を実施する中で、国の交付金の内示に際し、原則最低制限価格を設定しないこととする通知があったことを参考に、最低制限価格は設定せず、最も低い額で入札したものを落札者と決定したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12 番（崎本）12 番、崎本でございます。若干、2 点ばかり質問いたしますが、予算にもかかわらずね、半分以下の落札金額でですね、それに対して、落札金額は問題ありませんが、これは特殊な解体方法なんですよ。町民の安全性が 1 番大事なんですよ。それにどのような今からの工事を、住民の方に配慮してですね、どのような監督のもとで、この工事を施工されるか、その指導をどのようにされるか、ちょっとお聞きしたいんですが、それを聞いてでないと、判断が難しいと思いますが、詳しくそのところ、よろしくお願いします。それで工事に対してどのような指導をされるか、よろしくお願いします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）工事の施工に関する安全確保につきましては、当然、仕様書の中に明確に定めております。それを完全に履行してもらうように、工事管理につきましても委託をしております、これも落札業者が決まっておりますが、業者による工事監理を行うとともに、町の職員の立ち入り、監督も行っていきたいと思っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12 番（崎本）あのですね、私の質問で、まだ答弁が抜けています。それは、管理者に入札して任してもいいんですよ。町の根本的な考えですよ。どのような監督をされるか。1 番大事なのは、町がどのような監督をするかが 1 番大事ですよ。業者に任せたら業者に責任じゃありませんよ。そこらをきちっと説明をお願いします。いうところを、指摘しとるんですよ。そこ間違いなくお願いします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）町の方の監督者を定めております。当然その監督者あるいは現場に

おります所長等も含めて、工事の施工に関しては、随時立ち入り等、あるいは打ち合わせと等、現場の確認を行いながら、工事を進めていきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番西山です。角度が違って質疑の内容はほとんど崎本議員と同じなんですけども、今回の入札状況を見てますと、20社で2社が辞退をされまして、今回、国の方針で最低価格を設けたらいけないということで、7,500万円という落札になってるんですけど、この第1回の入札状況を見ますと、ほとんど倍の、金額を入札されてる業者もいらっしゃるんですね。過去に海田の廃炉になったときに、何度も解体が必要ではないかという、それぞれの議員、私もさせていただきましたけども、当時は、4億、5億かかるからできないんだという。財源がないからというのは何年に1回かずつときた経緯がございます。ここに及んで今さら言っても仕方ないんですけども、国が最低価格を設けないということで仕方ないんですけど、本当に果たして、この7,500万円で、落札されたわけですから仕方ないんですけど、だから、今崎本議員がおっしゃったように、監督を、今まで以上にしないと、あそこ住宅があります。何十世帯かの。その方たちにダイオキシンが問題で廃炉になったわけですけども、もっと真摯にこの金額は受けとめていただきたいと思いますけども、その点はどのようにこの落札金額に対して対応しようと思っていられるんですか。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）この金額は当然それぞれの企業さんで出されてうちが示した仕様に對して安全を確保しながら工事をするということでの企業努力の中で、この金額は引き出されたものだと考えております。当然先ほども答弁いたしましたが、ダイオキシンを含んだ施設の解体ということで、付近住民の方にそういった被害が起こらないような、形をとりながら、そういったことを明記して工事の方法を考えておりますので、それが確実に履行されるよう、先ほども言いました職員による監督あるいは事業者との打ち合わせ等は十分に行いながら安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。最小の経費で最大の効果をあげる。まったく、ふさわしい予算の計上、あるいは契約の中身だというんですね。最低制限価格がないから、いいようなものの。しかし今、お尋ねがあるように安全性が1番、特殊な例で今回はこれが当てはまるわけですね。今、請け負っておる竹中土木。これまでの経験という

んですかね。そういう経過、会社がどこまでね、安全性を保ってやっていく。その補償、そこらへんの証明をみながら、やっておいでなのか。それとも、仕事がないからとりたいために、ここまで抑えてやっておるから、会社のことは別として、というようなこともあるし、最近こういうものは全国的に解体ということで、かなり技術が進んでおるところもあると思うんですよね。そこらへんをどういうように活用しながら、契約の中に盛り込んでやっておいでなのかお尋ねをいたします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）このたびの入札につきましては、20社ほど指名をしておりますが、他団体での実績を参考に業者選定を行っております。落札をいたしました竹中土木につきましては、平成21年度に福井県若狭町、平成18年度に三重県伊賀市、また平成18年度に福岡県宇美町、志免町の衛生施設組合の焼却施設の解体の実績を有しておりましたので、このたび指名業者として、選定をしたものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）そういう実績が今までの経過の中にあって、特別、竹中土木だけじゃなくて全国的にそういう技術をもったり、あるいは技術の交換があったりしておるわけですけども、私どもも2年3年前ですか、佐賀県に研修に行って、そこから火がついてた。議会では決議を出そうということだったけれども、執行部から先に解体をするということで早急に解体する決議を取り下げた。準備していたのを、提案をしなかったという経過もあるわけですね。そこで学んだのが、今言われる1番ダイオキシンの飛散の問題ね。これが1番ね、今の放射能と一緒にすよ。飛散をして、地域周辺に、迷惑をかける。あるいは、残った土壌ですね、これは、当時研修に行ったときには煙突にもシートをかけて、水が入らないようにして飛散を防止するというような措置までやっていたのが、私記憶にあるんですけども、そこらへんを含めてですね、土壌までちゃんと管理をして、安全な国信地域のまちづくり、これらは、どう対応して、この工事の中に入ってるのかどうか。現在の基準より以下にして初めて行政の本当の仕事と言えるんですけども、それがどうなっているのかお尋ねします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）工事内容につきましては以前全員協議会の中でも説明をさせていただきました、当然建物内焼却炉内のダイオキシン濃度が高い部分については、それを除洗によって濃度を下げて運び出すということを考えております。それからその除去

に当たっては開口部を全部密閉した形の中で、しかも中を減圧状態にした中で外に飛散することを防止する対策を講じながら工事を進めていくということで考えております。それから、土壌のダイオキシン汚染につきましては、煙突周りのものについて若干基準値を超えるものがありますのでこれについては、完全に除去、取り除いてしまっ
て、これも基準以下にして埋め立て処分を行うというふうな形で考えています。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）建物を壊した後ですね、更地にするわけですが、その更地の段階で、今の汚染が国の基準あるいは町が持った契約の基準より、多かった場合は、この工事契約の中身とはどういう関係にあるのかお尋ねします。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）当然その基準以下の状態にして引き渡していただくということが条件となっておりますので、それ以下の状態になるということでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。今聞いとるとね。いかにもよその責任で、うちには何の関係もないんだというような答弁が返つとるんだがね。当初予算に比べて、残が1億2,000万。要するにこれ何に基づいて当初積算したのか。あまりにもでたらめ過ぎるんじゃないか。1億9千何ぼ、2億近いものがあつたものが、7,500万、何か根拠があつて1億9,000万の積算をしとるわけじゃがね。わしにはわからんよう。国が最低制限価格を設けちゃいかん言うから、そうしたんじゃ何のことかわけわからんというのは、今、執行部の答弁なんだけどね。当初は何に基づいて誰が積算したのかということだね、説明願いたい。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）今回のごみ焼却施設の解体工事につきましては、平成23年度に実施設計の委託を出しております。実施設計委託を出して実施設計書を提出をしております。それに基づきまして、町の方でもその内容を確認をしまして、あるいは積算の金額についてのチェックを行いまして、実施設計を受け取っております。その実施設計に基づいて町の設計書を組んでおるものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だから今言うそのどっか委託の業者がね、いい加減なものをつくつとるんじゃないんかと言つとるわけよ。金払うただけであつてね。もうちょっと今言った

ように、いろんなデータがあるじゃ。福岡県で2件もある。福井県でもあるというたら、そこらのデータがね、近くは府中町も熊野町もやっとなる。その積算委託の業者が何に基づいてやったんか、そこらただうのみにして積算して1億何ぼもあったら、ほかのね、まだすばらしい工事ができるじゃろう思うんよね。ほかの仕事の話をしよらんよ。これのうたら執行残で、はいさよならで、あまりにも執行部としては行政能力がないと思うんよ。そこのところをどういうふう理解しとるんかと。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（臼井）先ほども言いましたように実施設計につきましては業者に委託を出しておりますが返ってきた中身につきましては、建設課等が利用しております建設単価等々との比較あるいは、隣の町でやっております府中町との実績の比較等々を行いまして、これは間違いないといえますか正当な実施設計金額であるということをご判断して受け取っております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第23号議案について採決を行います。お諮りします。第23号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第23号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第24号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第24号議案、町道の路線の認定について。新設中の道路及び宅地開発に帰属した道路を町道に認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）第24号議案、町道の路線の認定につきましてご説明をいたします。

資料2の町道路線認定箇所図の準備をお願いいたします。今回の、認定路線は町道341号線と町道342号線の2路線でございます。町道341号線については、新設中の道路が7月上旬に完成するため、道路法第8条第2項の規定により、路線認定の議決をお願いするものでございます。また、町道342号線については、宅地開発により整備された道路の帰属を受けたことから、道路法第8条第2項の規定により、路線認定の議決をお願いするものでございます。町道341号線の起点は、海田町国信2丁目5866番4地先、終点は海田町国信2丁目5866番2地先でございます。町道342号線の起点は、海田町浜角2009番13地先、終点は海田町浜角2009番26地先でございます。資料の1ページの町道341号線の認定区間図をお開きください。赤色で示した区間が今回議決をお願いする区間でございます。次に、道路認定の内容についてご説明します。2ページをお願いいたします。道路の延長は81.3メートル、幅員は6メートルから6メートル90センチでございます。3ページをお願いいたします。車道幅員は4メートルの1車線道路でございます。路側線1メートルの内側にグリーンラインを設置し、歩行者の安全確保に努めてまいります。次に、4ページの町道342号線の認定区間図をお願いいたします。赤色で示した区間が今回議決をお願いする区間でございます。次に道路認定の内容についてご説明をいたします。5ページをお開きください。道路の延長は88.7メートル、幅員は5メートルでございます。6ページをお願いいたします。車道幅員が4メートルの1車線道路でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）12番、崎本です。342号線の箇所でちょっと質問いたします。以前は、開発工事というのは、1,000平方メートル以上は6メートルの幅員が必要だと。たぶん私も土木関係のときに開発工事を1回やったことがあります、基準的には6メートルが必要だということになっていますが、ここでは幅員が5メートルありますが、5メートルでもね道路のそのものの幅員は4メートルですよ。水路部分か、今のグリーン何とか知らんが50センチやって6メートルですが、実際的には道路の幅員というのは6メートルじゃなけりゃあ道路開発の承認を得るためには、最初6メートルならんやあ許可ならんかったと思いますが、いつからかどういう法が変わったか特殊な件があるか。そこらをちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今はこちらの道路についてはご指摘のとおり５メートルでございます。この開発許可の内容等々についてはですね、県の方で許可通知、完成検査、全部完了しておりますので、特に問題ないものと考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○１２番（崎本）いや、私はね。質問の内容をちょっと考えてください。県が許可したら何もええんじゃないんですよ。開発工事の許可の概算的な、示された分は、道路幅員が６メートルじゃなければ許可にならんというふうにうたってあるんじゃないですかと。あなた方は何に関してもですよ。国が許可した、国の方針とか、県が許可したんじゃないからええとか、そういうことを聞いちゃうんじゃないんですよ。内容的に聞いちゃうんでしょうが。特殊な例もある。これは特殊な例に入るか。そこらをきちっと聞いちゃうんでしょうが。そこらをきちっとしなさいや。あるところでは６メートルなかったら、開発工事の許可を得ないと。私はうちの前、開発工事しましたよ。橋を架けて６メートルせんかったら許可がおりんかったんですよ。だからここでするんじゃないんですか。そこらをねわかるように説明をしてくださいよ。どうですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）ちょっとその辺が今すぐ答弁できませんので後で説明させていただきます。

○議長（久留島）崎本議員。

○１２番（崎本）ほじゃ、これ認定はどうしますか。休憩しますか。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午前１１時２６分 休憩

午前１１時３０分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。建設課長。

○建設課長（久保田）先ほどは失礼いたしました。幅員５メートル以上については、延長が１４０メートル以下かつ区画数が２４以下。ですから今回のところは、これに該当しますので５メートルで問題ないと考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○１２番（崎本）ちょっともう一回お願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）延長が140メートル以下かつ当該道路に接する区画数が24以下のものに該当します。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）私こういうのはじめて聞いたんです。私が土地開発事業やって、1,000平方メートル以上は6メートルなけらにゃいけんということで、皆さんご承知のとおり、当時うちの前の開発工事しました。8件しかやっていませんけど、6メートルの橋をわざわざ架けてですよ。6メートルの道路をつけてですよ。道路延長は下水道工事もやってもろうたんじゃが、100メートルもないですよ。じゃのにね、開発工事じゃなけらにゃ許可がでないと。海田町の指摘でやりましたよ。それから、はっきり申しますが、いいですか。ちゃんと聞いておいてくださいよ。うちの前の田んぼが建売りになりましたよね。あれも開発工事を逃れるために、140メートル。あれは140メートルいわんかったと思いますね。2回に分けてですよ。それでも幅員は4メートル以上ありますよ。だからね、私が言うのは、あなた方はそれを県のどうのこうので、別に問題はありませんと言われるのはいいんじゃがどこにどういう規制があるかを、きちっと知らせてくださいよ。そうでしょう。私は事実を言うて皆さん知ってですよ。知らん人でも、開発工事にかかるから2回に分けてやったら、開発工事にかからんから、そういうところは、やっぱり開発工事された方がね、気がねしてかどうか知らんが道路認定を出してないですよ。そこらを私らが不審に思いますよ。町民はね。だからその基準がどうなっているか、特例があるかないか、きちっとそういうことをね、示してください。あと、資料をきちっと出して説明をお願いします。それからあとの建設委員会常任委員会でもいいですから、きちっと、詳しく、丁寧によろしくお願いします。

○議長（久留島）他に質疑はございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、まずね2ページと5ページを掛け持ちで見てもらいたいんじゃがね、資料の。説明書の認定箇所、資料2のね。2ページと5ページとを掛け持ちで。1番上から3行目かね。6から6.9と書いてあるね。概要に延長と幅員。5ページのほうに、やっぱり同じように延長、幅員5メートルぽっきり。どこがどう違ってこういうふうな表示になるのか、これの説明を願いたい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず国信のところは、現況がもともと水路が流れておったところを利用して、用地を確保して道路を拡げております。現況のですから、水路の形も含めたもので道路の形状やっておりますので、幅員に幅が出ております。浜角の分については、開発道路でもともと何もなかったところに新規に道路を作っておりますので、5 mというきちっとした形で道路ができ上がっております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今の説明では納得ができないんですよ。じゃったら3ページと6ページを見てもらえるとよくわかるんですが、A－A断面とB－B断面を描いております。Bが6.4で、Aが6メートル。6ページでいくと、A、B共に5.0、6.9メートルというのはどこに出てくるのか。これではわからない。その説明をお願いします。

○議長（久留島）建設課長

○建設課長（久保田）6.9メートルの箇所は、このA－A断面のすぐ直近のところになります。ですから、場所が全く直近では、図面的がわかりにくいと思いましたので、大きく分けてですね、AとBとである程度わかりやすい断面をとって表示をしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）わしは現地も見ておるんじゃがね、この表示じゃわからんよ。じゃったら、もっとわかるような説明をつけにや。場合によってはC断面をつけるとか。いいかげんなものを出して見てくださいと言ってもね。だったら隅切りのところの寸法はどうなるんかということも、当然なってくるんだけど5メートルの方についても同じこと。たまたま5メートルでA、Bを切っておるんじゃろうけども、ほかのところを切ったところがどうなるんか、そこは切つとらんけん描かんでもええというのがどうなんか。なんかその出しとる資料がちぐはぐになっとるわけよの。ある程度統一して出すべきじゃろうが、そのためにわざわざ現地に見に行っとるんじゃがの。そういうところはないんよ、実際のところ。もうちょっと詳しく説明してください。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今ご指摘がありましたので、今後こういった資料を出すときにですね、最大と最小それがA断面と直近であろうとなかろうと関係なしにですね、最大と最小を表示するようにいたします。

○議長（久留島）他に質疑はございませんか。宗像議員。

○5番（宗像）2点ほど、今の続きになるんですが、要はこのA－A断面とB－B断面がおるんですが、片方は直線でまっすぐ合わせて、それから路肩の1メートルをとって、4メートルは固定なんですね。あとの残った幅に水路の関係があるから、幅は誤差が出ているということでしょう。だからそれならば、1つの断面を描いて、片方固定しておる部分は固定して、1.0から1.4とかというふうに描けばいいんじゃないですか。1.9って描けばいいんでしょう。誤差があると。片方固定した部分を決めといてから。本当に両方が違うんであれば断面を描いていけばいいんだけど。私はそう思う。次に町道342号線。終点のことで確認をとらせてください。これ矢印のほうが終点ですよ。そこで、これと7号線の絡みで、町道7号線のほうは元は確か4メートルなかったように思うんですが、この終点は道路の肩から4メートルのところに終点を持ってきており、町道7号線の道路の肩から4メートルのところを終点にしておるのか、それとも現状のまま狭いままのところを終点にしておるのか、ちょっと確認をお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）現状に合わせております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）ということは、町道7号線は、今の狭いままの状態に残されて、セットバックを入れていないんですね。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今の終点は区域決定等の道路台帳等にありますので、それに合わせてやっております。

○議長（久留島）他に質疑はございませんか。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。今回の認定に対しまして、法律を根拠に今回、議案の上程されたという、先ほどの説明がございました。これで見させていただきますと、町道341号線は、昨年度の予算の繰り越し明許3,300万の繰越明許をしての工事で、まだ完成をしてないと。342号線も開発工事を行って、宅地造成が終わって、道路だけ完成したから、今回法を根拠に上程されていますけども、法律が変わったんでしょうか。まず工事中であっても認定をすることができるのか、法律が変わったのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）工事中であっても、認定の方はできます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）いや、法律が変わったのかどうかということで質疑をいたしました。実は今までほとんどと言っていいほど、宅地造成の場合は、住宅が全部はりついた後に認定の議案が出たり、町道におきまして、町道の工事が完成してから、今までは認定を議案として出されておりました。ということは、今までの行政が怠慢だったと判断してよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）いや、怠慢ではありません。まず、宅地開発についてはですね、町の方にこの用地の方が帰属をされます。それから、登記をします。で、それらが終わった時点で、うちの方が道路認定をしていくというのは今までも一緒だったと思います。あと、工事についてはですね。全く工事が完成して、してからじゃないと道路認定をしちゃいけないのかということもあるんですが、この前の町道6号線バイパスもですね、もう直近に12月の議会でやらさせていただきましたが、そのときにはまだ完成はしていませんでしたが、もう検査が間もなくあるんで、完成次第ですね、供用開始ができるようにということで、検査前でもそういった道路認定のお願いするということはございました。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）いえ、宅地造成の場合はほとんど家がはりついてから、今まで認定の議案が出ておりました。そういたしますと、今までは、その途中でちゃんと業者がお願いに来られたり急を要すると言って来られたりとかの問題がありますけども、町道も、道路が完成してから認定の議案が出てくることは、多々こちらは、私の記憶ではほとんどなんです。最近、途中であっても認定の議案が出てきますから、先ほども質疑をさせていただきましたけど、今までの行政が怠慢で完成してからの認定を出されていったんでしょうかということです。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）私が今覚えている範囲ではですね、私が課長になってからは、完成してから全部というような形ではやっておりませんので、今までいろんなちょっと事情があったことも確かだと思います。ただ完成後速やかに供用開始をするためには、道路認定という手続がどうしても必要になってきますので、それを遅滞なく行うよう

にするためにですね、今回も工事中ではありますが、道路認定の議決の方をお願いさせていただきます。

○議長（久留島）他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 24 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 24 号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第 24 号議案は、原案のとおりこれを決めます。暫時休憩いたします。再開は 13 時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 44 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第 4、第 25 号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 25 号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について。所得税法の一部を改正することに伴い、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）それでは、第 25 号議案、海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案書の 6 ページ、資料につきましては、資料 3 の海田町ひとり親家庭等医療費支給条例、新旧対照表をお出しくださいますようお願いいたします。説明につきましては、資料 3 の新旧対照表で説明を

させていただきます。今回の改正は、所得税法の改正により、年少扶養控除等が廃止されたことに伴いまして、その影響を受けないよう、所要の改正を行うものです。改正する内容でございますが、第3条第2項第2号中の所得税が課せられているものについて、所得税の扶養控除の計算するときには、改正前の所得税法の規定に基づき、これまでどおり扶養控除の算定をする事項を加えるものでございます。施行日は、公布の日からとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。この条例に対する受給資格者は、町内には何名いらっしゃいますでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）5月1日現在でございますが、ひとり親家庭の受給資格者は167世帯427人の方が受給されてございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）167世帯のうち、この条文にかかりそうな対象者は何人ぐらいおってですか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）今回の措置に伴いまして、およそ、40世帯程度が今回の措置により該当するすることが見込まれるものでございます。

○議長（久留島）他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第25号議案について採決を行います。お諮りします。第25号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第25号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第26号議案、平成24年度海田町一般会計補正予算から、日程第8、第29号議案、平成24年度海田町水道事業会計補正予算までを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第26号議案から第29号議案まで、平成24年度海田町一般会計ほか3会計補正予算、第26号議案から第29号議案までを一括でご提案申し上げます。このたびの補正予算につきましては、人事異動に伴う職員給与費の増減等の、予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第26号議案、平成24年度海田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。はじめに歳入歳出予算の補正につきまして、資料4の平成24年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。このたびの補正では、4月1日付けで実施した人事異動及び共済組合追加費用負担金の負担率の引き下げなどにより、職員給与費や臨時職員賃金、特別会計繰出金等の増減を行っております。全体の費目にわたり繰返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきます。それでは、それ以外の内容について事業ごとにご説明いたします。3ページをお願いいたします。総務費の総務管理費のコミュニティー推進費の、住民参画推進事業につきましては、宝くじコミュニティー助成金を活用して、西国街道及び瀬野川の案内看板を設置するため、156万円を増額するものでございます。続きまして、11ページをお願いいたします。教育費の教育総務費の事務局費の事務局一般事務事業につきましては、町立学校通学区域審議会、委員報酬及び安芸郡PTA連合会合同研修会補助金、合わせて45万7,000円を増額するものでございます。続きまして歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、4,152万6,000円を減額するものでございます。次に、諸収入の雑入の宝くじコミュニティー助成金につきましては、歳出でご説明いたしました西国街道及び瀬野川の案内看板の設置に伴い、150万円の増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第26号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,002万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を89億5,285万3,000円とするものでございます。以上で平成24年度海田町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）引き続きまして、平成 24 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。資料 5 をお願いします。補正予算説明書の 1 ページをお願いします。歳入でございますが、職員給与の減額に伴い、一般会計繰入金を 31 万円減額いたします。資料 2 ページをお願いします。歳出をござんください。総務費、総務管理でございますが、職員の人事異動に伴い、職員給与に関するものを総額 171 万 3,000 円、減額するものでございます。また排水設備、確認申請の事務の増に伴い、臨時職員を雇用するため、賃金を 140 万 3,000 円を増額するものでございます。結果、総額として 31 万円の減額となります。それでは、第 27 号議案をお願いします。先ほど説明のとおり、既定の歳入歳出の総額からそれぞれ 31 万円を減額し、予算の総額歳入歳出それぞれ 14 億 2,431 万 6,000 円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）続きまして、第 28 号議案、平成 24 年度海田町介護保険特別会計補正予算、（第 1 号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正内容につきましては、資料 6 の補正予算説明書でご説明いたします。なお、このたびの補正は、4 月 1 日の人事異動による人件費の増額と、それに伴う一般会計繰入金の増額でございますので、個別の内容につきましては、説明を省略させていただきます。次に、議案についてご説明いたします。第 28 号議案をお願いいたします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 4,312 万 8,000 円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（丹羽）続きまして、第 29 号議案、平成 24 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。内容につきましては、資料 7 によるところでございますが、人事異動に伴う人件費等の補正でございますので、資料での説明を省略させていただきます。それでは、第 29 号議案をお願いいたします。第 2 条でございますが、当初予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額の水道事業費用を、339 万 6,000 円減額し、4 億 229 万 8,000 円とするものでございます。次に、第 3 条でございますが、予算第 4 条に定めた資本的支出を 18 万 8,000 円減額し、1 億 8,378 万

1,000 円とするものでございます。続きまして、第 4 条でございますが、予算第 6 条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を 358 万 4,000 円減額し、6,753 万 1,000 円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11 番（西山）まず初めに、資料 4 の一般会計補正予算のページ 12 と 13 にかかわってきてるわけですが。今回、図書館長の不幸な出来事がありまして、職員 1 名の減額補正が出ております一方、図書館運営事業で臨時職員の賃金 241 万円、労働保険料等が 28 万 3,000 円、合わせて 269 万 3,000 円の今回予算計上がされておりますけれども、改めて聞きます。この臨時職員賃金は、週何日で、時間差勤務はどのように行われて、全体的にこの金額になったのか、詳しい労働保険料を含めて、詳しい説明をお願いいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）1 日 8 時間の 251 日で計算をしております。労働保険料でございますけれども、標準報酬月額を 20 万と定めまして月額 2 万 7,992 円、児童手当拠出金が 260 円の掛け 10、28 万 2,520 円でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11 番（西山）急遽の館長不在ということで、こういう予算を編成されているのにもかかわらず、臨時職員を 1 年間雇用するという、今のこの予算計上でございます。ましてや臨時職員を決裁権がないのです、法に触れるとは言いませんが、副館長という職責で、今回この予算計上でございます。ちょっと問題で、それも急遽、小学校を定年になられた方を雇用されているわけですが、これは、いつの時期に、まともな館長の予算計上されるお考えなのでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）今回の図書館の副館長につきましては、管理運営規則に基づきまして、副館長は必要に応じておくと規定されております。それに伴いまして、生涯学習課長の兼務ということで、館長補佐するために任用しましたが、これにつきましては予算のとおり、半年ごとの更新で 1 年というふうに予定をしております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）臨時職員の館長は生涯学習課長が兼任するからといってそこには正職員もいるわけです。図書館に、臨時職員さんもたくさんいらっしゃいます。その中で、上司の命を受け、副館長が指導するとなりますと、正職員の心理云々を考えますと、やはり正しい人事配置、人事はすべきと私は判断しておりますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。それと次に、資料5の先ほど説明がありました2ページの一般管理一般事務事業140万3,000円ですけれども、新たな事務量が増えたので、今回計上したとなっておりますけれども、なぜこういう事業をしないといけないのは当初から分かったと私判断するんですけど、なぜ当初予算に計上なされてなくて、この6月補正で計上されているか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）今回の図書館の副館長の任用につきましては、急遽この突発事故ということで、このような形にさせていただいております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）下水道の事業につきましては、昨年度、下水道課におきましては1名の職員が退職しましたことに伴いまして、その補充を考えておりましたが、全体の人事の中で、下水道課への配分ができませんでしたので、人事異動を受けた形で、1名減したとなっておりますので、それを補充するという形で人事を行いました。このたびは最終的に事務職を含めまして、急遽の退職、ないしは、急遽の死亡退職というところで、配分できなかったところがございますので、そういったところを踏まえまして、このたびの補正にさせていただきます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今回の補正の主な点は、先ほどからありますように、人事異動に伴う補正だった。まったくそうで、適正な会計の補正、これ当たり前のことですがけれども、当初予算から見るとかなりの人事のそういうマイナスの差、予算なんですよね。なぜこんなになるのか。多いところで、各課で1,500万ぐらいのところ、減額もしておる。そうして、全体のバランスをとっておいでですけども、なぜこんな数字が出てくるのか。ちょっと不思議というように私は思うんですね。マイナス面でかなりでてきておる。しかも、人勧があつて改定した覚えもないし、なぜこんなになるのかなという、ちょっと私は疑問に思うんですか。その説明をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど西山議員の質問に答えたことと重なりますけども、当初予算計上におきましては、昨年度の定数とほぼ同様の定数でいくという形で、その時点では、定年退職のもの、それから年度当初の希望退職それから死亡退職、そういったところを踏まえまして採用計画を立てておりました。しかしながら、残念なことにその後において死亡退職が出たり、それから、急遽、家庭の事情等で、年度後半になって退職の申し出が出られた方については、補欠合格させていた者を繰り上げ採用しようとしても、それも、限界があった。さらには補欠合格からの繰り上げに対して、辞退というようなことで、退職見込みに対しまして採用の方が、このたび追いつきませんでした。そのために、当初予算で計上しました人件費より少なくなった。それを差し引き、それでは仕事がまわらないところにつきまして、臨時職員の配置でこの度しのいでおりますから、その増額でございますが、やはり正規職員に対しまして、臨時職員を充てた場合に、単価差、その他でこういった結果になっております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと具体的にこの例をこういうんですが、一番多いところで1,502万というのが、8款の中にあるわけですね。県の職員から優秀な人を派遣してもらって、あそこの中の人事異動で、こんなに差が出るというのも私もちょっと不思議なように思うんですか。なぜこんなに、マイナスをして後、人数、職員を対応されとるのかようわかりませんが、1番私、多いとみておるんですがこの中身を、説明できますか、あんまりプライベートのことで、差しさわるのであれば、それはそれで断ってもらってもいいですか。実際どうなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一番大きい理由は、部長を海田町職員から県職員に切りかえたというところで、こういう形になっています。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今の答弁じゃと私は逆じゃと思うんですがね。増える方が、私は優秀な人ですからいいと思うんですが、逆に三角になつとるんですよね。なぜなんかなと思うんですが、あまりプライベートで突っ込みたくないんだけど、ちょっとそこら辺が今の答弁と食い違うのでお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）県職員につきましては給与は県から出ております。それを負担金という

形で出しておりますので、人件費自体は、言ったような形になります。

○議長（久留島）他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより各議案について順次採決を行います。まず、第 26 号議案、平成 24 年度海田町一般会計補正予算を採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 26 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 26 号議案については、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は、原案のとおりこれを決します。続いて、第 27 号議案、平成 24 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 27 号議案について採決を行います。お諮りします。第 27 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は、原案のとおりこれを決します。続いて、第 28 号議案、平成 24 年度海田町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 28 号議案について採決を行います。お諮りします。第 28 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第 28 号議案は、原案のとおりこれを決します。続いて、第 29 号議案、平成 24 年度海田町水道事業会計補正予算を採決いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。第29号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって第29号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第9、発議第4号、議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。佐中議員。

○15番(佐中) 全議員が提出ですが、代表して正規のルールで提案をさせていただきます。発議第4号、議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の提案をいたします。議会の議員に支給する平成24年7月分の報酬の額は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成2年海田町条例第4号)の規定にかかわらず、同条例第2条に規定する報酬の月額から、当該額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。附則、この条例は公布の日から施行する。具体的に提案理由の説明をいたします。ふるさと館の件に関し、議会としての監視が十分機能せず、住民サービス低下を招き、町行政の不信感を募らした結果となった。町行政を管理する責務が果たせなかったことに対し、本議会としてお詫びをし、その責任をとるための報酬を減額するものであります。このような提案は過去にもあり、その教訓をもとに提案をするものであります。過去の例というのは、小学校給食業務を中国地方第1号として、平成7年度から調理の民間委託を東小から導入をいたしました。そのとき、調理師資格を持った業務責任者を配置するのが義務づけられていたのに、その免許偽造が発覚したわけであります。当時の町長は申しわけないと陳謝。教育長は不当行為であり、憤りを感じると釈明をいたしました。議員の中でも、調理師業務について、推進と反対という議員もおりましたが、最終的には教育委員会は町民の模範とすべき公的機関である。だからミスがあってはならず、町民から信頼を失ったことは大きい、謝罪と責任を明確にし二度とこのようなことがあってはならないとしたわけであります。そして、議会も執行部も、町民に謝罪し、その責任をとったわけであります。その内訳は、有印公文書偽造と同行使の罪であります。このことにより、平成9年2月の議会、この年は、町議選があ

ったために1カ月早い議会でした。当時、町長、助役が100分の10、3カ月、教育長は、100分の15、3カ月減給をいたしました。2月定例議会、提出していた議員の報酬を引き上げを議会は予算特別委員会で、事件の内容、町民感情、社会情勢等含め、みずからの処分をいたしました。その年は新年度から、安芸郡9町、議会は報酬引き上げを行っております。海田町だけ引き上げを撤回したため、熊野町は26万、海田町は25万4,000円です。それが、現在まで約15年間続いております。今回、4月1日から19日まで、ふるさと館の休館は地方自治法に基づく、ふるさと館設置及び管理条例に条例に照らしても、180度挑戦をしております。このことは、自治法からみても、執行の義務違反、またはふるさと館設置及び管理条例からみても、職務を怠ったばかりではなく、主権者に対する町民や議会に対して、挑戦をしているため、町政の信頼を失っております。教育委員会は、行政にミスがあってはならない行政組織であります。議会は、町民にご迷惑と信頼をなくしたことに、心から深くお詫びを申し上げて、そして監視不十分で、その責任を明確にするため、議員の報酬の減額を提案をいたします。以上、提案理由を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。本案については、提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第4号について採決を行います。お諮りします。発議第4号については、原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって発議第4号は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第10、発議第5号、厳正な事務の執行を求める決議を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。佐中議員。

○15番（佐中）全議員の提案者ですが正規のルールに基づいて提案をさせていただきます。厳正な事務の執行を求める決議案。平成24年3月定例会で、議会はふるさと館敷地に畝保育所を移転建替をする案件に関してふるさと館を廃止する条例案を否決し、平成24年度の当初予算からもふるさと館を解体する費用を削除した。しかし、執行機関は、町民及び議会に対し、4月1日から4月19日まで、ふるさと館を休館することについての説明もないままいきなり休館とした。これらの執行機関の対応と事務処理は、

町民の町政に対する信頼を損なう不適切なものであったと言わざるを得ない。さらに、町民から付託を受け執行機関と共同で応える責務を担う議会に対し、執行機関から、これらの事実について何ら報告などなかった。このことは、公正中立の立場から、適切な町政運営を望む議会として、まことに遺憾である。執行機関においては、今後、町民への行政サービスの低下、また、町民から不信や誤解を招くことのないよう特段の配慮のもとに厳正な事務の執行が行われるよう強く要望するものである。以上です。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第5号について採決を行います。お諮りします。発議第5号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって発議第5号は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）緊急質問の動議を提出いたします。理由はですね、町長の昨日の行政報告のふるさと館休館の緊急質問をしたいので同意を求めます。

○議長（久留島）ただいま、佐中議員から町長の行政報告のふるさと館休館の件について緊急質問をしたいと同意を求められました。したがって、佐中議員の町長の昨日の行政報告のふるさと館休館の件の緊急質問の件を議題として採決します。この採決は、起立によって行います。佐中議員の町長の行政報告の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって佐中議員の昨日の町長の行政報告のふるさと館休館の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し追加日程第1として発言を許すことは可決されました。佐中議員の発言を許します。佐中議員。

○15番（佐中）大きく分けて3点、お尋ねをいたしますので、答弁を願いたいと思いますが。一つは教育委員会は、町民の模範とすべき公的機関だと。だからミスがあってはならず、今回町民にも議会に何の説明もなく、19日間臨時休館をした責任は重大であります。そのことにより町民から信頼を失ったことは誠に大きい。謝罪と責任を明

確にすべきですが、なぜしないのか。謝罪はある程度、読み取れんことはなかったわけですが、責任の明確さがないので、なぜしないのか。これが1点。二つ目には、教育長の4月19日の臨時会の答弁の中で、全庁的な執行計画の中で物事を進めてきたと。先ほどの議会の答弁の中でも、盛んにそのことが発言をされておりますが、昨日町長は行政報告の中で謝罪をされました。町長は任命権者ですね。副町長にしても、教育長にしても。私は監査委員をさせていただいておりますが、監査委員にも町長の辞令をもらっておりますけれども、その責任を、連帯責任ですね。これはなぜとらない。謝罪は昨日行政報告の中でもありましたけれども、なぜ、町民にそうした謝罪と責任がなぜ明確でないのか。お尋ねをいたします。3つ目、4月19日の臨時会で教育長は、私自身の指示の不徹底がこの結果になっていると感じます。大変申しわけなく深く反省をしております。そして町長は先ほど来、これは19日のことですよ。教育長の方から答弁をさせていただいたことも踏まえて、十二分に検討しながら皆さんがたに判断いただけるような、回答をしていきたいと思っておりますという19日の臨時会の中で答弁をされております。また5月の広報の16ページに、ふるさと館の開館について書かれています。ふるさと館の利用についてご迷惑をおかけしたが、4月20日から開館をしておりますと。執行部と私との、感じのとりよう、意味のとりよう、解釈の違いがあるのかもわかりませんが、一般町民から見、あるいは常識的な面から見、何ら反省の意図もないし、また責任も感じてはないというように思います。よって、今回、この緊急発言の中で地方自治法第138条の2項、事務の管理及び執行の責任。これは、普通公共団体の執行機関は当該普通公共団体の条例予算その他議会の議決に基づく事務及び法令規則その他の規程に基づく、当該普通公共団体の事務を、みずからの判断と責任において、誠実に管理し、執行する義務を負う。地方自治法違反は判決によって決まるわけですね。しかし、執行する義務、この義務を怠っておるというふうに私は判断するんです。この義務違反は明確というふうに私は思いますが、町長、あるいは教育長、勝手に、ふるさと館をやめた。なぜそうなってきたのか。予算を措置する方法は、これまでの例でも幾らでもあります。予備費を使う方法もある。今の当初予算で決めたのも、第10款教育費、款は教育ですね、教育費、項は社会教育費でしたか。項目の中にあると、これいくらでも流用できるわけですね。先ほどから、人件費であるとかエレベーターがないと、幾らでも予算措置する方法があるのに、あえて何も対応しない。はなから町民や議会に対する挑戦が真っ向からね、対抗してい

るというふうに感じるんです。これでは行政はうまいこといかん。ましてや、主人公は町民であるのに全くそのことも知らされていない。この責任をどうとるのか。再度、町長と教育長にお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今回のふるさと館の休館の件につきましては、住民の要望や議会における請願の採択を受けて計画をさせていただいたものでございまして、畝保育所の建て替えのために発生したものでやむを得ずのことと判断しております。なお議会の意向も踏まえて早い時期に再開をさせていただいたことに、時間的には大きな差があったということで、お詫びを申し上げたわけでございます。休館にあたっては教育委員会の対応についても周知のことですが、課題を残していますが、その対応についても、法令違反ではなかったというふうな、私自身の判断をさせていただいております。これらの件につきましてもですね、先ほどの町長を初めとする特別職の給与の減額のことも考えてみたんですが、先ほどの佐中議員から言われた話の中では、今回の事例とは随分状況が異なりますので、町長並びに特別職の給与の減額をする考えはございません。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）先ほど説明の中でいろいろありましたけれども、4月19日の臨時議会の場で、休館をした理由について、3項目にわたって説明を述べましたが、そうは言っても今、目の前にこういう形で、発議第5号ということで私がやっていたことについての内容ですね、真摯に受け止めて、きっちりやっていけないというふうに今、反省をしております。そうは言っても、議員さん全員の発議でございますから、これはしっかり受けとめてやらなければいけないと反省しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）町長が先ほど発言をされた、請願に基づくものと。確かに私も、請願に紹介議員として紹介し、保育所を建てほしい。これも間違いありません。しかし請願が通ったからといって、何をしてもいいということはないですよ。請願が通ったからふるさと館は取り壊す。休館をする。それ以外に手続が必要なんです。この手続を怠ったことが、今回の大きな要因の一つになっておるんですね。ここを行政が本当に、石橋をたたいて渡るぐらいの、議会と執行部との関係、例えば私がここの窓口に来て住所をちょっと間違えると。もう全部訂正をさせられることはしばしばあります。

行政がやっていることはもう人には厳しく自分には甘くという結果が今回、事件というか事案にかかわってきたわけですね。ですから請願が通ったから、いろいろ手続をしてふるさと館のそういう廃止を持っていく、あるいは、休館につながったという説明ならまだわかりますが、まったく何も手を打たずに、先ほど宗像議員にも、発言の中でありましたが、第1資料室、第2資料室という位置づけが明確でないんですよ。今やめたらもう資料に関する、ふるさと館に関する資料ですね、全くゼロになるんですね。こんなことは行政としては、あり得ないです。私らものすごい手抜きをされておる。それを監視しなかったということで先ほど、皆様と一緒に、責任を負うということで、それから、もう一つは前回の事件と違う。前回は会社が事件を起こしとるんですね。第三者。もちろん契約の中にもありますが、今回は直接地方自治法に基づく、設置及び管理条例、これをみずから意図的に中止をしたんですね。正当な理由があるかと尋ねたら、正当な理由とは言えません。エレベーターの問題も人件費の問題も、やろうと思えば、第13款の予備費から、幾らでも当初予算が通ったとして、期間がなくてもできるんです。全くそれもしない。それ以外に、ふるさと館の社会教育費の中で、流用はいくらでもできる。6月まで、あるいは途中の臨時議会まで対応もできるし、3月いっぱい臨時議会、もう何ぼでも対応できたんですね。しかし、それを全く考えずに、いきなり休館をする。ここに大きな問題があるというように思うんですが。その点はどうなんですか。お尋ねをするわけです。それから、私は今回の事件で、教育長が盛んに、全庁的な事業の推進。教育長は、執行部側から保育所が建つから、多分置いてほしいはずですよ。ふるさと館、教育の一環として、これ以上教育を後退させてはならない。この信念だと思います。けども、全庁的な町の総合計画の中で、やむを得ず、そういう措置をとった。そうすると、最高責任者は、町長なんですね。私は町長に全体のやっぱり責任があるし、町民に謝罪をし、責任をとってほしい。しかも、任命権者ですね。私も監査委員ですが、町長から辞令を受け取りますので、その責任もあるわけですよ。なぜそれをね。責任を取ろうとしないのか。お尋ねをするんです。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）先ほど答弁したとおりでございます。

○15番（佐中）それは無責任な答弁よ。じゃあね、最後に聞きます。何回言っても同じですから。なぜ責任を感じないのか。町長自身が謝罪はされましたよ。謝罪は責任の

感じ取る一歩手前だというように考えますけれども、なぜ今回 19 日間止まったことに責任を感じないのか。感じているのか、感じてないのか。最後にお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）昨日からの議会の方でも、責任の痛感をしながら、お詫びをしながら答弁をさせていただいておりますので、責任は十分感じております。

~~~~~○~~~~~

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）昨日の町長の行政報告のふるさと館休館の件について緊急質問をいたしたいと思いますので、同意を求めます。

○議長（久留島）ただいま、西山議員から昨日の町長の行政報告のふるさと館休館の件について緊急質問をしたいと同意を求められました。したがって西山議員のふるさと館休館の件の緊急質問の件を議題として採決します。この採決は起立によって行います。西山議員の町長の行政報告のふるさと館休館の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、西山議員の昨日の町長の行政報告のふるさと館休館の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことは可決されました。西山議員の発言を許します。西山議員。

○11番（西山）まず、町長は今回の休館について、議会及び町民の皆様に、どのように、説明をし、謝られたかということでございます。今回の行政報告の中で、このふるさと館の休館についての件では、ふるさと館を休館することを利用者の方々に周知徹底することは不十分であったため、ご不便をおかけしましたことに対してお詫び申し上げますという、この数行でございます。なぜ休館せざるを得なかったかという説明責任は、今までに1度も果たしておられないんです。なぜ休館せざるを得なかったかという説明をされるお考えはあるかないか一点です。次には、このふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例が可決されてから、本来であるならば、予算にふるさと館を解体する費用またはふるさと館の当初予算を、後始末をするだけの予算計上で済むわけですが、請願が通ったからなるだろうということは私、執行機関として失格だと思います。条例の廃止にもなってないのにもかかわらず、請願が過半数だったか

ら、もう予算計上していいんだ。それが理由でなぜ悪い。それは理由にはなりません。条例廃止が可決されているのであるならば、こういう問題はなかったわけです。その点について責任は、どのようにお考えになっているか。次に、私は本来、あまりこの緊急質問は、したくはございませんでした。しかし、午前中の一般質問の中で、なぜ休館をしたのかという問いかけに、質問に対しまして、答弁がエレベーターの費用がありませんでした。平成24年度の当初予算におきまして、ふるさと館運営事業、労働保険料、臨時職員賃金、合わせて45万9,000円、ふるさと館管理事業、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、保険料、機械警備業務委託料、自家用電気工作物保安業務委託料、事務機器借り上げ料等々、81万6,000円。3カ月分の、予算計上は、あったわけです。予算がありました。本来であるならば、町民の皆様にご不便をかけたためにも、4月1日から、これを流用すれば、4月19日には臨時議会を開いて、12カ月分の予算審議をしたわけですから、流用できるのに、なぜされなかったのか。理由にはなりません。休館の。次に議決事項の内容というところで、条例の廃止に伴う、廃止の議決をしたときには、その日から3日以内に、送付して、その議決に違法その他の瑕疵や異議がなく再議の必要がないときには、送付を受けた日から20日以内に公布しなければならないとありますが、掲示板どこを見ましても公布されておられません。それはなぜされていないのでしょうか。3番、次ですけども。1番私が今回、町長にお伺いしたいことは、議案が決定した議決は、もはや議員個々の意思からは独立したものとなり、議会全体の統一した意思ということになる。たとえ議決には反対の意思を表明した議員があつたとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があつたときから、成立した議決に従わなければならないことになっております。このふるさと館条例は否決されました。ふるさと館は厳然と開館しないとしない立場ですし、もう条例廃止が否決されたということは、残ってるわけですので、それに反対をされたい議員さんも、この議決に対しては真摯に受けとめなければならないと私は思っております。また、次に、ここなんですけど、町長、さらに議決した事項は議員を束縛するばかりでなく、町村長と、執行機関はもちろん内容によっては住民に対しても同様であり、さらに、それが内外に宣言された町の意味になるとあります。ふるさと館条例は生きております。廃止条例は否決されました。これはもう議会の意思でもあるだけでなく、執行機関もこのことは真摯に受け止めて次の施策を展開されないといけないんですけども。この責務をどのようにお考えになっているのでしょうか。

○町長（山岡）先ほども佐中議員の方に答弁をしましたとおり、今回の休館はやむを得ないという判断をさせていただいております。また、先ほど西山議員からいろいろありました請願というのに対しては、私は非常に重い議員の一つの願いということを受けまして今回の予算計上もさせていただきましたが、残念ながら、これが認められなかったことになっております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）廃止条例につきましては否決されたわけでございますので、これは逆に公布できなかったということでございます。

○11番（西山）私はまだ、休館にせざるを得ない理由はありません。先ほど問いました。流用すべき案件だと判断しております。なぜ流用をされなかったのか。休館とも変な表示で今日は閉会いたしましたいうのを数日間続いておりましたけども、なぜ流用をして本来であるならば、条例が否決されたわけですから、条例案否決、条例廃止が否決されたわけですから、流用をして、4月1日から開館をすべき案件であると思えますけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。それと、この議員必携の議決の結果については、真摯に受けとめなければならないというこの文言に対して、どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○町長（山岡）何度も答弁してますが真摯に受け止めて、慎重に今後ともやっていきたいと思っていますし、今回の休館については、やむを得ないという判断を繰り返して申し上げます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、ふるさと館条例廃止条例は否決になったということが、議会の総意であり、執行機関もそれに従うとなると、もう、ふるさと館の解体なしに、畝保育所の建設をお考えになるというのは当然だと思いますが、そのことについてはどうお考えでしょう。

○町長（山岡）この件につきましては、昨日も一般質問で答弁したとおりでございます。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は、追って連絡します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時59分 休憩

午後 2時 8分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。以上で本定例会に付議されました、案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本定例会は本日で閉会することと決しました。以上で平成24年第3回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 2時10分 閉会